

第四章

行政関与の店頭回収の実施実態の詳細

第四章 行政関与の店頭回収の実施実態の詳細

4-1 はじめに

本章では、市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態の詳細を把握する。

4-2 目的

本章では、市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態の詳細を把握することを目的とする。

4-3 調査方法

4-3-1 調査対象

アンケート調査の返信のあった 466 市のうち、

- ・「スーパー等での店頭回収を行政の拠点回収と位置づけ、回収品目が 4 つ以上と多い市」である 20 市、
- ・「使用済小型家電（廃小型家電）の行政関与による店頭回収を行っている市」である 4 市、
- ・「古紙の行政関与による店頭回収を行っている市」である 12 市、
- ・「スーパー等での拠点回収とエコショップ認定制度の両制度の取組を実施している市」である 26 市、
- ・「店頭回収の取組を検討中の市」である 10 市

の 4 つのいずれかに該当する計 56 市を調査対象として、追加質問（アンケート）をする。

4-3-2 調査時期及び調査内容

調査時期については 3-4 に述べた通りである。アンケート票の各追加質問項目の質問内容、回答方法、有効回答数を表 4-1 に示す。アンケート調査票そのものは付録 1-1 に掲載する。

表 4-1 追加の質問内容

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答
A. 回収品目が4つ以上と多い市について			
1	回収品目ごとの回収場所と店舗数	記述式	n=15
2	開始された時期及び経緯	記述式	n=14
3	設定された際の問題や課題, その対応	記述式	n=11
4	設定されたことでのメリット	記述式	n=15
B. 使用済小型家電の行政関与の店頭回収について			
1	開始された時期及び経緯	記述式	n=3
2	回収対象としている使用済小型家電	選択式 (複数選択可)	n=3
3	回収場所と店舗数	選択式 (複数選択可), 記述式	n=3
4	一緒に回収している資源ごみ	選択式, 記述式	n=3
5	従来のごみ区分	記述式	n=3
6	回収後の処理・リサイクル方法	記述式	n=3
7	メリット	記述式	n=3
8	実施する際の工夫	記述式	n=3
9	実施までの問題点や課題, その対応	記述式	n=2
C. 古紙の行政関与の店頭回収について			
1	開始された時期及び経緯	記述式	n=7
2	回収場所	選択式 (複数選択可)	n=9
3	回収頻度	選択式 (複数選択可), 記述式	n=9
4	一緒に回収している資源ごみ	選択式, 記述式	n=9
5	実施する際の工夫	記述式	n=9
6	メリット	記述式	n=9
7	実施までの問題点や課題, その対応	記述式	n=8
8	燃えるごみの回収量の変化	記述式	n=8
D. 拠点回収とエコショップ認定制度の両方の取組について			
1	開始された時期及び経緯	記述式	n=18
2	両取組の関係性	記述式	n=16
3	実施までの問題点や課題, その対応	記述式	n=15
4	あとに実施した取組を実施したことでの変化	記述式	n=16
5	行政の回収拠点のエコショップ認定店数	記述式	n=18
6	メリット	記述式	n=17
E. 未実施市の検討中の取組について			
1	検討中の詳しい取組内容	記述式	n=8
2	取組検討に至る現在の課題	記述式	n=8
3	実施市に聞きたいこと	記述式	n=8

調査項目は大きく5つに分けられる。1つ目は「回収品目が4つ以上と多い市について」、2つ目は「使用済小型家電の行政関与の店頭回収について」、3つ目は「古紙の行政関与の店頭回収について」、4つ目は「拠点回収とエコショップ認定制度の両制度の取組について」、5つ目は「未実施市の検討中の取組について」である。本章ではこれら5つの調査項目への回答結果に基づいて、市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態の詳細を把握する。

4-4 返信状況

56市へメール、電話での追加のアンケートを送付し、44市から返信があり、有効回答が43市であった。(回答率79%)

4-5 調査結果

4-5-1 回収品目が4つ以上と多い市について

回収品目が4つ以上と多い市の回収について回答を得た15市の回答を、表4-2(その一)～表4-2(その三)に示す。

表4-2 回収品目が4つ以上と多い市の回収について回答(その一)

市名	新潟市	掛川市	中野市	相生市	R市	松江市
時期	H6.3～	分別回収開始時	H20.5.18～	<無回答>	H24.4	H10.10
経緯	循環型社会の形成に寄与するため	月1回の資源ごみ回収を補完するため。	資源物の排出が月1回かつ決められた時間のみとなっていることから、資源物の排出を促すため。	資源ごみの多くは、ステーションで月1回の回収しかなく、容器包装プラやペットボトルなど、保存に場所を取るものは可燃ごみとして出されることが多いため、焼却ごみの減量に向け、店頭回収等を行った。	廃棄物処理基本計画策定時にプラスチックごみ(特にトレイ)について検討し、行政回収は行わず、店頭回収を推進する方向でまとまり、全戸配布している『ごみの分け方・出し方』のパンフ等で積極的に店舗及び回収品目を啓発していく流れとなった。	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき飲食用容器包装物4点を対象とした。
問題・課題	特になし	特になし	特になし	製品プラと容器包装プラ、雑紙と紙製容器包装など、材質が変わらないもの場合、住民説明を行っていても、理解を受けるのが大変である。また、導入当時など、法の取り扱いは変化していくため、余計に困難である。	各店舗と調整した際に、『パンフ等』で広く啓発することにより店頭回収対象以外のごみを持ち込まれる恐れがあるので、記事を掲載する時はマナーについても十分に周知して欲しい』旨の話があった。	特に多くの品目を設定したわけではないが、当初は、ラベル・キャップ・汚れたものの混入が多く手選別が大変であった。
問題・課題への対応	<無回答>	特になし	<無回答>	<無回答>	市としてはそれに対処するためパンフ掲載時にマナー等の注意事項を記載した。	市民への啓発・指導を繰り返していき、現在では分別の徹底ができてきた。
メリット	月1回しか、ごみステーションに出せない「乾電池」を店頭回収することにより、市民の利便性の向上に資した。	市民の利便性向上	有価物として引き取られる資源物の量が増えたことにより、歳入が増えた。市民にとって資源物の排出機会が増えた。	回収品目を多く設定することは、住民の分別の手間が増えるが、焼却ごみを減らすことが可能である。今後は、紙製容器の分別徹底を行うことで、さらに焼却ごみを減らしていきたい。	平成24年4月開始のため現時点では十分な検証はできていない。また、平成24年度から紙類・布類の行政回収(市の一部の地域のみ)等その他の施策も行っているため、個々の施策の影響を把握するのは困難だと考えている。	市内約500ヶ所のステーション設置をしたことにより、いつでもどこでも容器包装物包装物の排出ができ、市民の利便性の向上につながっている。
回収品目ごとの回収場所と数	ペットボトル スーパー111店舗 その他小売店33店舗 市役所32ヶ所 公民館38ヶ所 その他公共施設16ヶ所 その他37ヶ所	ペットボトル スーパー12店舗	ペットボトル スーパー8店舗	ペットボトル スーパー7店舗 市役所1ヶ所 公民館1ヶ所 その他公共施設3ヶ所 その他(地区の集会所)36ヶ所	ペットボトル スーパー14店舗	ペットボトル スーパー35店舗 市役所10ヶ所 公民館56ヶ所 その他(官地・自治会等)381ヶ所
	紙バック スーパー7店舗 その他小売店5店舗 市役所2箇所 公民館1ヶ所	トレイ スーパー12店舗	ビン スーパー8店舗	トレイ スーパー7店舗 市役所1ヶ所 公民館1ヶ所 その他公共施設3ヶ所 その他(地区の集会所)36ヶ所	紙バック スーパー14店舗	アルミ缶 スーパー35店舗 市役所10ヶ所 公民館56ヶ所 その他(官地・自治会等)381ヶ所
	トレイ スーパー7店舗 その他小売店8店舗 市役所2ヶ所 公民館2ヶ所 その他公共施設9ヶ所	アルミ缶 スーパー12店舗	古紙 スーパー8店舗	アルミ缶 スーパー8店舗 市役所1ヶ所 公民館1ヶ所 その他公共施設2ヶ所	トレイ スーパー14店舗	スチール缶 スーパー35店舗 市役所10ヶ所 公民館56ヶ所 その他(官地・自治会等)381ヶ所
	乾電池 スーパー92店舗 その他小売店8店舗 市役所2ヶ所 公民館2ヶ所 その他公共施設9ヶ所	スチール缶 スーパー12店舗	その他(廃食用油、古着・古布) スーパー8店舗	スチール缶 スーパー8店舗 市役所1ヶ所 公民館1ヶ所 その他公共施設2ヶ所	アルミ缶 スーパー13店舗	ビン スーパー35店舗 市役所10ヶ所 公民館56ヶ所 その他(官地・自治会等)381ヶ所
			紙バック、トレイ、アルミ缶、スーパー、スチール缶については無記入	容器包装プラスチック類 スーパー8店舗 市役所1ヶ所 公民館1ヶ所 その他公共施設3ヶ所 その他(地区の集会所)36ヶ所	スチール缶 スーパー12店舗	

表 4-2 回収品目が4つ以上と多い市の回収について回答（その二）

市名	日立市	坂井市	管吹市	津山市
時期	<無回答>	H22.12～	H22.10、11にそれぞれ1店舗ずつ開始	H12.7～
経緯	再生資源物の集積所回収を月1回実施している。ペットボトルなど家庭にたい積し易い再生資源物について、集積所回収の1カ月間、家庭で保管することがスペース的にも難しい状況であるなどの意見を踏まえ、市民の利便性を考慮しスーパーへの買い物時などに排出が行えるようにした。	エコステーションの設置の要望があったため、民間事業者と協力し、市民の利便性の向上と少しでも多く資源を回収することを目的に拠点回収場所の設置費用補助を開始。協力店舗は、レジ袋の無料配布中止を推進した際の協力店舗のうちのひとつで、個別に依頼をかけ、回収場所の設置について快諾を得たもの。	月に一回、各地区公民館などを会場に拠点での資源物収集をおこなっているが、収集日に持ち出しの出来ない市民からは常時持込可能なリサイクルステーションの設置を求める声もあった。そのような中で、市がごみ収集の委託をおこなっている協業組合より、収集用コンテナの設置と回収についての協力の申し出があったため、市内の大型小売店舗数件にコンテナ設置の協力を求め、二店舗での収集が実現した。	最終処分場（埋立地）が残り少なくなる中で、ごみの減量・資源化を進めるため、町内での月1回の缶・びんの回収だけではなく、市民に多様な排出機会を作ることとしたほか、町内会未加入世帯や現在のライフスタイルに対応できる方策として、買い物時にも排出できるようにと、市内の複合商業施設2ヶ所で缶・びん・ペットボトルの拠点回収を開始した。なお、リユースプラザ「津山「くるくる」」はH12.6に開いた。ペットボトルについては、H10より市内のスーパーの協力を得て、店頭回収している。
問題・課題	多品目回収にすることで、それぞれの回収容器設置の場所の確保が難しい。また、店頭回収では、指定品目以外のもの（生ごみ等）が回収ボックスに投入されていることがあり、衛生面からスーパー等に迷惑をかけることがある。	特になし	①コンテナ周辺への収集対象外品の便乗投棄等の恐れ。 協力店舗ではコンテナを設置したスペースは駐車場として使用できなくなる等の問題もあり。	設置にある程度のスペースが必要になること、回収までの間に、その整理等管理の手間が必要になること、その他、対象品目外の投入・放置（不法投棄）や（一時期には）アルミ缶だけを持ち帰ってスチール缶などを散らかすなどのモラルの低い行動が見られたりなどがある。
問題・課題への対応	<無回答>	<無回答>	①それらの回収には収集運搬をおこなう協業組合が管理に責任を持つ。防火のため収集コンテナへ自動消火装置を設置。クレーム対応は市と協業組合が窓口となる。	設置スペースについては、そのスペースがありそうな商業施設と話をしている。整理等管理の手間については、その管理について委託料を払うことで対応している。なお、会社の判断で協力や拠点回収を辞めることができるようにしたいので、委託料は不要とされているところもある。不法投棄については、その時々に応じて、意識・ルール等啓発の看板設置やビラ配りなどをしているが、完全になくなることはない。アルミ缶の持ち去りについては、一時期のみで、現在は認識できる範囲では持ち去りは確認できていない。
メリット	再生資源物の回収のメインは集積所回収であり、店頭回収はサブ的なものである。このため、市民の利便性は向上したが、店頭回収の実施前後を比較した場合、それほど再生資源物の回収量が増えていないため、ごみ処理経費（費用対効果）の観点では改善等が必要である。	幅広い資源の回収が実現でき、市民のゴミだしの利便性も向上した。	開店時は常時利用可能であるので、地区収集を利用し難い層に好評。	多様な排出機会として、市民の利便性は向上したと考えられる。行政のごみ処理経費削減については、分別回収により、不燃ごみへの缶・びん等の資源化物の混入の減少（それに伴う不燃ごみの手作業による仕分け作業の軽減）やリサイクルの推進という面にプラスに働いているとは考えられる。一方、維持管理に委託料の支出があるほか、回収経費もかかっている。最終処分場が残り少なくなる（H21.3月埋立終了）などの喫緊の課題に対して、ごみ減量を目指して色々な施策を行ってきており、この店頭回収で、どれだけ経費が削減・抑制できたかどうかの評価をすることは難しい。
回収品目ごとの回収場所と数	ペットボトル スーパー10店舗 市役所3ヶ所 その他公共施設（交流センター）12ヶ所 紙箱類 スーパー14店舗 市役所3ヶ所 その他公共施設（交流センター）12ヶ所 プラスチック製容器包装 スーパー4店舗 市役所3ヶ所 その他公共施設（交流センター）12ヶ所 廃食用油 その他公共施設（交流センター）23ヶ所 その他（地域施設）1ヶ所	ペットボトル ハーツはるえ店1店舗 アルミ缶 ハーツはるえ店1店舗 スチール缶 ハーツはるえ店1店舗 古紙 ハーツはるえ店1店舗	ペットボトル スーパー1店舗 紙バック スーパー2店舗 アルミ缶 スーパー1店舗 スチール缶 スーパー1店舗	ペットボトル スーパー7店舗 その他小売店2店舗 その他（リユースプラザ津山「くるくる」）1ヶ所 アルミ缶 その他小売店2店舗 市役所1ヶ所 その他（リユースプラザ津山「くるくる」）1ヶ所 スチール缶 その他小売店2店舗 市役所1ヶ所 その他（リユースプラザ津山「くるくる」）1ヶ所 ビン その他小売店2店舗 市役所1ヶ所 その他（リユースプラザ津山「くるくる」）1ヶ所
	廃小型家電 スーパー7店舗 家電量販店2店舗 市役所8ヶ所 その他公共施設（交流センター）18ヶ所	廃食用油 ハーツはるえ店1店舗	古紙 スーパー2店舗	※リユースプラザ津山「くるくる」とは、市が整備し、NPO法人に管理委託。ペットボトルのスーパー17店舗のうち、市がその店舗に収集に行っている（関与している）店舗は7店舗。それ以外は独自の取組だったり、系列店での回収を1ヶ所に集めて、それを市が収集に行っている場合などで、市がその店舗に収集に行っていないもの。→スーパーのうち、行政関与（店舗へ収集に行っている）は7店舗。 ちなみに、トレイや牛乳パックもスーパーで回収されていますが、市の関与はなく、独自取組。

表 4-2 回収品目が4つ以上と多い市の回収について回答（その三）

市名	下妻市	C市	J市	和泉市	小平市
時期	ペットボトル以外 H8～ ペットボトル H9～	H18～	自治会の資源物回収 H4.10～ 推進施設 H13.3～ 拠点回収 H14.5～ 当初5箇所、現在は7箇所。	大阪府内一円で実施 H4.9～	不明
経緯	「容器包装リサイクル法」制定の影響。最終処分場の延命化、環境保護が主な目的。	可燃ごみの減量化を目指して	<無回答>	大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクションプログラム」事業として	※紙パックとトレイ以外の品目はスーパー1店のみで回収。
問題・課題	収集にかかる費用と市民への周知	幅広く粘り強く量販・小売店に呼びかけてが、あまり協賛を得られずに現在に至る。	1番の問題はごみの分け方	<無回答>	実施時期が不明で資料がない。
問題・課題への対応	<無回答>	<無回答>	自治会回収では当初はモデル地区として19箇所（資源ごみ4種11品目）で始め、徐々に地区と品目を増やして、推進施設で分け方の指導をはじめ、スーパー回収では収集業者が立会いで資源物を回収している。	<無回答>	<無回答>
メリット	今まで可燃・不燃ごみとして出されていたものが資源ごみとして出されることで、可燃・不燃ごみの量が減る。よって、ごみ集積所が清潔に広く使用でき、道路上などにある収集場所については歩行者への危険性が減った。	「行政のごみ処理経費削減」とまでは至っていないが、「市民の利便性向上」に伴い店頭回収を利用する市民も認められた。	環境意識の向上	「行政のごみ処理経費削減」については把握できないが、「市民の利便性向上」については、スーパー等で店頭回収することによって、簡単にごみの分別ができ市民のごみの分別に対する意識が高まった。	4種類の資源ごみを店頭回収していますが、ピンカンはスーパー1店のみでしか回収していません。その他の拠点は牛乳パックとトレイのみを回収している。
回収品目ごとの回収場所と数	ペットボトル スーパー2店舗 その他小売店22店舗 市役所2ヶ所 公民館4ヶ所 その他公共施設1ヶ所	ペットボトル スーパー2店舗 その他小売店2店舗	ペットボトル スーパー5店舗 市役所（総合支所）1ヶ所 その他公共施設（リサイクル推進施設）1ヶ所 その他（商店街）1ヶ所	ペットボトル スーパー6店舗 その他小売店4店舗 市役所1ヶ所 その他公共施設44ヶ所	紙パック スーパー3店舗 その他小売店7店舗 市役所1ヶ所 公民館10ヶ所 その他公共施設（図書館、地域センターなど）30ヶ所 その他（大学）1ヶ所
	紙パック 市役所2ヶ所 公民館2ヶ所 その他公共施設2ヶ所	紙パック スーパー2店舗 その他小売店1店舗 市役所1ヶ所	紙パック スーパー5店舗 市役所（総合支所）1ヶ所 その他公共施設（リサイクル推進施設）1ヶ所 その他（商店街）1ヶ所	紙パック スーパー6店舗 その他小売店3店舗	トレイ スーパー3店舗 その他小売店6店舗 市役所1ヶ所 公民館10ヶ所 その他公共施設（図書館、地域センターなど）21ヶ所
	アルミ缶 市役所2ヶ所	トレイ スーパー4店舗 その他小売店1店舗 市役所1ヶ所	アルミ缶 スーパー5店舗 市役所（総合支所）1ヶ所 その他公共施設（リサイクル推進施設）1ヶ所 その他（商店街）1ヶ所	トレイ スーパー6店舗 その他小売店3店舗	アルミ缶 スーパー1店舗
	スチール缶 市役所2ヶ所	アルミ缶 スーパー1店舗 その他小売店1店舗	スチール缶 スーパー5店舗 市役所（総合支所）1ヶ所 その他公共施設（リサイクル推進施設）1ヶ所 その他（商店街）1ヶ所	アルミ缶 スーパー3店舗 その他小売店6店舗	スチール缶 スーパー1店舗
	ビン 市役所2ヶ所	スチール缶 スーパー1店舗 その他小売店1店舗	ビン スーパー5店舗 市役所（総合支所）1ヶ所 その他公共施設（リサイクル推進施設）1ヶ所 その他（商店街）1ヶ所	スチール缶 スーパー2店舗 その他小売店3店舗	ビン スーパー1店舗
	古紙 市役所1ヶ所 公民館1ヶ所 その他公共施設7ヶ所 その他1ヶ所	ビン その他小売店2店舗	古紙 スーパー5店舗 市役所（総合支所）1ヶ所 その他公共施設（リサイクル推進施設）1ヶ所 その他（商店街）1ヶ所	ビン スーパー2店舗 その他小売店2店舗	
	有害ごみ 市役所2ヶ所	古紙 その他小売店1店舗	古布 スーパー5店舗 市役所（総合支所）1ヶ所 その他公共施設（リサイクル推進施設）1ヶ所 その他（商店街）1ヶ所		

4-5-1-1 回収品目と品目ごとの回収店舗数

表 4-2 に基づき、品目ごとの回収に関わっている市数を表 4-3 に、品目数の平均・最大・最小を表 4-4 に、回収品目ごとの回収場所の店舗数を表 4-5 に、それぞれ示す。

表 4-3 品目ごとの回収に関わっている市数 (n=15)

品目	ペットボトル	アルミ缶	スチール缶	紙パック	
市数	14	12	12	10	
品目	ビン	トレイ	古紙	廃食用油	
市数	8	7	6	3	
品目	プラスチック製容器	古着・古布	廃小型家電	有害ごみ	乾電池
市数	2	2	1	1	1

表 4-4 品目数の平均・最大・最小 (n=15)

	品目数	備考
平均	5.3	
最大	7	C市, J市
最小	4	新潟市, 掛川市, 津山市, 松江市

表 4-3, 表 4-4 より、行政の回収拠点で回収される資源ごみとして 1 番多くの市で回収されているものは、ペットボトルであり、回収品目が 4 つ以上と多い市の中で平均回収品目数は 5.3 種類であった。回収をしている市が多い品目の上位 5 種は上から、ペットボトル、アルミ缶、紙パック、スチール缶、ビンの順であり、資源物として認知度の高く、比較的軽く、場所のとらないものであることがわかった。

しかし、古紙のように場所をとるものも 6 市によって回収が行われている。また、3-6-2-4 で 89 市のうち、古紙を回収している市は 12 市である。このことから 12 市のうち 8 市が回収品目の多い市であることがわかる。古紙のように比較的、回収機会の少ない資源物の回収を行っている市は資源回収を積極的に行っている市であるのではないかと考えられる。

表 4-5 回収品目ごとの回収場所の店舗数

ペットボトル (n=14)		アルミ缶 (n=12)		スチール缶 (n=12)	
回収場所	店舗数	回収場所	店舗数	回収場所	店舗数
スーパー	221	スーパー	80	スーパー	524
市役所等公共施設	226	市役所等公共施設	75	市役所等公共施設	9
家電量販店	0	家電量販店	0	家電量販店	0
ホームセンター	0	ホームセンター	0	ホームセンター	0
その他小売店	63	その他小売店	9	その他小売店	6
その他	456	その他	383	その他	2
合計	966	合計	547	合計	541

紙パック (n=10)		ビン (n=8)		トレイ (n=7)	
回収場所	店舗数	回収場所	店舗数	回収場所	店舗数
スーパー	53	スーパー	51	スーパー	53
市役所等公共施設	68	市役所等公共施設	71	市役所等公共施設	51
家電量販店	0	家電量販店	0	家電量販店	0
ホームセンター	0	ホームセンター	0	ホームセンター	0
その他小売店	16	その他小売店	6	その他小売店	18
その他	2	その他	383	その他	36
合計	139	合計	511	合計	158

古紙 (n=6)		廃食用油 (n=3)		プラススーパーチック 製容器包装 (n=2)	
回収場所	店舗数	回収場所	店舗数	回収場所	店舗数
スーパー	16	スーパー	9	スーパー	12
市役所等公共施設	11	市役所等公共施設	23	市役所等公共施設	20
家電量販店	0	家電量販店	0	家電量販店	0
ホームセンター	0	ホームセンター	0	ホームセンター	0
その他小売店	1	その他小売店	0	その他小売店	0
その他	2	その他	1	その他	36
合計	30	合計	33	合計	68

古布 (n=2)		廃小型家電 (n=1)		有害ごみ (n=1)	
回収場所	店舗数	回収場所	店舗数	回収場所	店舗数
スーパー	13	スーパー	7	スーパー	0
市役所等公共施設	2	市役所等公共施設	26	市役所等公共施設	2
家電量販店	0	家電量販店	2	家電量販店	0
ホームセンター	0	ホームセンター	0	ホームセンター	0
その他小売店	0	その他小売店	0	その他小売店	0
その他	1	その他	0	その他	0
合計	16	合計	35	合計	2

乾電池 (n=1)	
回収場所	店舗数
スーパー	92
市役所等公共施設	14
家電量販店	0
ホームセンター	0
その他小売店	8
その他	0
合計	114

表 4-5 より、回収している市の数が多い品目ほど、スーパーで回収している店舗数が多い。しかし、回収している市の数が少ない廃食用油などはスーパーでの回収よりも市役所

等公共施設で回収が行われていることがわかった。資源物として認知度の高いものがスーパーで回収されていると考えられる。

4-5-1-2 開始の時期と経緯

取組を開始された経緯を表 4-6 に示す。

表 4-6 取組開始の経緯 (n=13)

取組開始の経緯	市数	割合
排出機会を増やすため	5	38%
循環型社会に寄与するため	2	15%
家庭での保管が難しい	2	15%
要望があったため	2	15%
可燃ごみの減量化	2	15%
「容器包装リサイクル法」制定の影響	2	15%
最終処分場の延命化	1	8%
環境保護	1	8%
資源の回収のため	1	8%
大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクションプログラム」事業として	1	8%
廃棄物処理基本計画策定時に決めた	1	8%

表 4-6 より、「排出機会を増やすため」との回答が 38%と 1 番多く、また、「家庭での保管が難しい」や「要望があったため」の回答もあり、市民の利便性に寄与することで資源ごみの回収につなげるためであると考えられる。

4-5-1-3 問題や課題

回収品目を 4 つ以上に設定された際の問題や課題を表 4-7 に、また、その対応を表 4-8 に示す。

表 4-7 問題や課題 (n=11)

問題や課題	市数	割合
回収場所の確保	3	27%
対象品目以外の投棄	3	27%
周知	2	18%
店舗の協力	1	9%
回収までの管理に手間がかかる	1	9%
ごみの分別	1	9%
費用	1	9%
特になし	4	36%

表 4-8 課題への対応

対象品目以外の投棄への対応	
笛吹市	回収には収集運搬をおこなう協業組合が管理に責任を持つ。防火のため収集コンテナへ自動消火装置を設置。クレーム対応は市と協業組合が窓口となる。
J市	自治会回収では当初はモデル地区として19箇所（資源ごみ4種11品目）で始め、除々に地区と品目を増やして、推進施設で分け方の指導をはじめ、スーパー回収では収集業者が立会いで資源物を回収している。
高砂市	パンフ掲載時にマナー等の注意事項を記載した。
津山市	その時々に応じて、意識・ルール等啓発の看板設置やビラ配りなどを行っているが、完全になくなることはない。アルミ缶の持ち去りについては、一時期のみで、現在は認識できる範囲では持ち去りは確認できていない。
松江市	市民への啓発・指導を繰り返すことにより、現在では分別の徹底ができてきた。
回収までの管理に手間がかかるへの対応	
津山市	その管理について委託料を払うことで対応している。なお、会社の判断で協力や拠点回収を辞めることができるようにしたいので、委託料は不要とされているところもある。
回収場所の確保への対応	
津山市	そのスペースがありそうな商業施設と話をしている。

表 4-7 より、「回収場所の確保」、「対象品目以外の投棄」との回答が 27%と多くあり、事業者、市民、行政の三者ともに問題、課題があることがわかった。

表 4-8 より、対象品目以外の投棄への対応として、市民にルールやマナーを周知行っていることなどがわかった。

4-5-1-4 メリット

回収品目を 4 つ以上に設定されたことでのメリットを表 4-9 に示す。

表 4-9 設定でのメリット (n=15)

設定でのメリット	市数	割合
市民の利便性の向上	10	67%
焼却ごみの減量	2	13%
環境意識の向上	2	13%
幅広い資源の回収	1	7%
リサイクルの推進	1	7%
有価物としての資源物の量が増えたことによる市の収入の増加	1	7%
集積所が清潔に広くしようされることで、歩行者の危険性が減った	1	7%
不燃ごみへの資源化物の混入の減少	1	7%
行政のごみ処理経費削減	1	7%
その他	1	7%
不明	1	7%

表 4-9 より、「市民の利便性の向上」との回答が 67%と最も高く、スーパーという市民にとって身近な場所は排出するのに活用しやすいことがわかった。環境意識の向上やリサイクルの推進にもつながっていることがわかる。

また、市の収入の増加や経費削減など費用面での効果があるとの回答も少しではあったがなかった。

4-5-2 使用済小型家電の店頭回収について

使用済小型家電の回収について回答を得た 3 市の回答を表 4-10 に示す。

表 4-10 使用済小型家電の回収について回答

市名	大館市	日立市	宮崎市
時期	H18.12	H21.1	H23.6
経緯	<無回答>	国（環境省，経済産業省），茨城県が試行的に実施した使用済小型家電回収事業に協力。	福岡県のモデル事業に参加し，排出者が回収に協力しやすい場所として設置した。
回収対象	25cm×15cmの回収ボックス投入口を通る，電気・電池で動くもの（法によりリサイクルが定められているものを除く）	18種類 詳細は付録1-3参照	詳細は付録1-3参照
回収場所	スーパー9店舗 家電量販店1店舗 その他（郵便局25 市役所等4）39箇所	スーパー7店舗 家電量販店2店舗 その他（交流センター18，市役所及び支所8）26箇所	スーパー4店舗 その他（スーパー以外の小売店）2店舗
一緒に回収している資源ごみ	なし	廃食用油	廃食用油
従来のごみ区分	埋立ごみ	指定ごみ処理袋による集積所回収又は清掃センターへの直接搬入	燃やせないごみ
処理・リサイクル方法	市内にある（株）エコリサイクルにおいて素材別に分解し，リサイクル施設へ。	民間事業者が雇用した障害者によって選別，解体後，売却。	回収した使用済小型家電は現在保管中リサイクルルートの確立した業者へ売り払い予定。
メリット	リサイクルを身近に感じてもらえるステーション回収に比べ収集費用が低廉。（自治体により収集方法が違うため，大館市の場合）	店頭回収物は，直接民間施設に搬入され障害者による選別，解体後，売却が行われるため，市施設の稼働時間を抑えることができている。障害者の働く場所の確保にもつながり，将来的には回収品目を増やし，更なる市施設の稼働時間の抑制を図りたい。	燃やせないごみの減量排出者が排出しやすい環境であること。
工夫	対象品を細かく限定しない「こでん」という，わかりやすい名称の採用。PRチラシの全戸配布。	回収ボックスの設置位置常に誰かが見ている場所に置くことで，不適正排出物の混入を防ぐ。	個人情報の保護のため，一度回収ボックスに入れば鍵がないと取り出せない仕組みになっている。
問題・課題	<無回答>	他の廃小型家電は集積所収集（指定袋制による有料収集）を行っているため，店頭回収（無料）を実施することで現制度が崩壊する恐れがあったこと。	店舗側に設置場所や一部管理の負担をお願いするため，断られるケースが多い
問題・課題への対応	<無回答>	<無回答>	<無回答>

4-5-2-1 時期及び経緯

表 4-10 より，国や県の行う事業に試行的に参加していることがわかった。国や県が今後の市での回収の拡大を考えていると考えられる。

4-5-2-2 回収場所と店舗数

表 4-10 より、スーパーや家電量販店での回収店舗はあまり多くなく、その他の市役所等公共施設での回収がメインとなっていることがわかった。これは取組が試行的なものであることから事業所での回収が少ないものだと考える。

4-5-2-3 メリット

表 4-10 より、ステーション回収だけではなく、身近な場所での回収を行うことによって、市民に排出しやすい機会を提供することができる。従来、埋立処分されていたものが資源物となることで燃やせないごみの削減につながり、市施設の負担の軽減となることがわかった。

4-5-2-4 工夫

表 4-10 より、わかりやすい周知、対象品目以外の投棄の防止を実施しており、今まで回収をしていなかったものの回収の実施、マナーを市民に定着させるための工夫がされていることがわかった。また、ほかの資源ごみよりも個人情報があるものであるから市民に抵抗なく安心して少しでも排出してもらえるような工夫をしている。

4-5-2-5 実施までの問題点や課題、その対応

表 4-10 より、新しく始めた取組なので、従来の収集制度に影響を与えてしまう。また、今まで店頭で回収されていた資源ごみよりも使用済小型家電は重たく、場所をとるので、回収場所と管理に関して店舗の新たな負担となると市は考えている。

4-5-3 古紙の店頭回収について

古紙の回収について回答を得た 9 市の回答を、表 4-11（その一）及び表 4-11（その二）に示す。

表 4-11 古紙の回収について回答（その一）

市名	浜松市	J市	東大阪市	八代市
時期	H17～	H14.5	H23.4～	H21.4.1～
経緯	従来の地域の集団回収による古紙類の回収量が減少していることを踏まえ、集団回収に参加できない市民を対象に排出の機会を増やし、リサイクルを推進するため。	<無回答>	古紙の排出方法の多様化に伴い、市役所・環境事業所（4ヶ所）において実施。	古紙類については、町内毎の「資源の日（行政回収）」だけが、一般市民の方々の（再資源のための）排出機会だったが、回収日が2回/月と少なく、また、回収日が雨の場合は出せない町内もあり「排出機会を増やしてほしい。」との要望があった。このことから、日頃から利用することの多いスーパー等に協力を求め、協力いただける店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、市民の皆様へ利用を推奨。
回収場所	駐車場	駐車場	その他（施設内）	店舗入り口
回収頻度	15会場とも月1回（内、10会場が民間施設）	週1回（スーパーによっては週2回）	随時。	協力店A 毎日（古紙のみ）その他は1回/月 協力店B 2回/月
一緒に回収している資源ごみ	古着類、アルミ類、リターナブルびん（一升びん・ビールびん）	ペットボトル、紙パック、アルミ缶、スチール缶、ビン、古紙、古布	蛍光管・乾電池：但し市役所の施設内 ペットボトル：環境事業所	アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、びん類
工夫	集団回収を優先するため、会場の選定にあたり比較的、集団回収の少ない地域を選定した。	ごみの分け方の看板の設置。人が立会う。	特になし	市内福祉施設の協力を求めた。（補足）店舗側はスペースの提供を行い、店頭回収（拠点回収）の実際の運営は福祉施設の皆さんが行っている。
メリット	雑がみの周知など啓発効果大きい。	店頭回収だけではなく資源物に関しては無料で引き取り、収集回収、収集場所を増やしていつでも資源物をだせる機会を増やすことにより、可燃ごみの量を減らすことである。	排出方法の多様化	再資源化のための排出機会を増やすことで、燃えるごみの減量化に期待できる。
問題・課題	他のイベントと重なった場合の対応・会場内での事故、トラブル	特になし	特になし	店頭回収に必要なスペースの確保が出来ない店舗が多く、可能な店舗は大型ショッピングセンターに限られてしまう。
問題・課題への対応	<無回答>	<無回答>	<無回答>	<無回答>
燃えるごみの変化	平成23年度のリサイクルステーションの古紙の回収量が161トンと家庭系のもえるごみ139,593トンに占める割合が小さいため、影響は限定的と考えられるが、平成17年度の家庭系のもえるごみ145,053トンと比較すると3.8%減となっている。（平成17年7月に12市町村が合併しており、それ以前とは比較が難しい。）	平成14年5月からスーパー回収を始めましたが、平成13年が21,701 t、平成14年が22,095 t、平成15年が20,991 tとなった。	拠点回収を実施してからの変化量については把握していない。	本焼却施設は、老朽化等により能力が低下しており、処理するごみの一部を市外の民間業者へ処理委託している。このような状況から「ごみ非常事態宣言」を行い、1人1日当たり50gの燃えるごみの減量化を目標に、市民の皆様へ協力をお願いしている。そのため、古紙類の店頭回収の他にも、市内全域を対象とした「資源の日（日曜日版）2回/月」の実施や、資源回収品目の追加（容器包装以外のプラスチック製品や発泡スチロール、廃食用油）など、同時期に他の事業も実施しているが、実施前に比べて現在は、1人1日あたり41gの燃えるごみが減量化されている。

表 4-11 古紙の回収について回答（その二）

市名	刈谷市	C市	坂井市	笛吹市	中野市
時期	各店舗毎の取り組みを紹介しているだけ。不明。	H18～	H22.12～	H22.10、11にそれぞれ1店舗ずつ開始	H20.5.13～
経緯	<無回答>	可燃ごみの減量化を目指して	エコステーションの設置に関する要望があったため、民間事業者と協力し、市民の利便性の向上と少しでも多く資源を回収することを目的に拠点回収場所の設置費用補助を開始。協力店舗は、レジ袋の無料配布中止を推進した際の協力店舗のうちの一つで、個別に依頼をかけたところ、回収場所の設置について快諾を得たもの。	月に一回、各地区公民館などを会場に拠点での資源物収集をおこなっているが、収集日に持ち出しの出来ない市民からは常時持込可能なリサイクルステーションの設置を求める声もあった。そのような中で、市がごみ収集の委託をおこなっている協業組合より、収集用コンテナの設置と回収についての協力の申し出があったため、市内の大型小売店舗数件にコンテナ設置の協力を求め、二店舗での収集が実現した。	月1回の資源物回収における収集品目の1つとして古紙が該当していたため、店頭回収の実施に合わせて対象品目とした。
回収場所	駐車場	店舗入り口	駐車場	駐車場	駐車場
回収頻度	不明（回収拠点となる店舗と回収業者との契約内容による）	随時	随時。なお、収集・運搬及び再資源化は全て民間事業者のみで行っている。	ほぼ毎日	冬期間（1、2月）を除く、月一回
一緒に回収している資源ごみ	トレイ、牛乳パック、アルミ缶	ペットボトル、トレイ類、缶類、ビン類	ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、廃食用油	ペットボトル、アルミ・スチール缶、紙バック	びん、ペットボトル、古着・古布、廃食用油
工夫	不明	幅広く粘り強く量販・小売店に呼びかけた。	特になし	自動消火器設置による防火対策	特になし
メリット	市民の排出機会の増加	市民の利便性向上を目指して	資源を回収する機会の増加や燃やせるごみの減量化につながる可能性がある。	地区資源収集が利用し難いといった理由での可燃ごみへの古紙混入が多少は緩和されたのでは無いか。	有価物として引き取られることから、歳入の上昇が見込まれる。可燃ごみの減少が見込まれる。
問題・課題	<無回答>	幅広く粘り強く量販・小売店に呼びかけてが、あまり協賛を得られずに現在に至る。	特になし	①コンテナ周辺への収集対象外品の便乗投棄等の恐れ 協力店舗ではコンテナを設置したスペースは駐車場として使用できなくなる等の問題もあり。	各スーパーごとに意向があり、収集時間等が異なったため、市民への周知に工夫が必要となった。
問題・課題への対応	<無回答>	<無回答>	<無回答>	①それらの回収には収集運搬をおこなう協業組合が管理に責任を持つ。 防火のため収集コンテナへ自動消火装置を設置。クレーム対応は市と協業組合が窓口となる。	<無回答>
燃えるごみの変化	<無回答>	微増傾向にある。	実施前の平成21年度よりも、実施後の平成22年度、平成23年度の燃やせるごみの回収量は減少しています。（H22：H21比で約370t減、H23：H21比で約41t減）	ここ数年間の可燃ごみ収集量は横ばい状態が続いている。実施の影響は明確な時点で確認されていない。	同時期に市指定ごみ袋の有料化があったため、可燃ごみの減少が顕著にみられるが、店頭回収による具体的な影響については不明である。

4-5-3-1 経緯

表 4-11 に基づき、古紙の店頭回収の取組開始の経緯について表 4-12 に示す。

表 4-12 取組開始の経緯（n=7）

経緯	市数	割合
要望があったため	3	43%
排出機会を増やすため	3	43%
可燃ごみの減量ため	1	14%
幅広い資源の回収	1	14%
集団回収量が減少することを踏まえて	1	14%
リサイクルの推進	1	14%
月1回の資源物回収の収集品目に古紙が該当していたため、店頭回収の実施に合わせて対象品目とした	1	14%

表 4-12 より、「要望があったため」と「排出機会を増やすため」との回答が多くあった。市民の利便性、リサイクルへの参加のために開始されたと考える。また、古紙は回収機会が少なく、可燃ごみとして処理されることが多い資源であることから、市の可燃ごみの減量、資源化のために回収機会の多い資源ごみ以外の回収が行われたと考えられる。

4-5-3-2 回収場所

表 4-11 に基づき、古紙の回収を実施している店舗の場所を表 4-13 に示す。

表 4-13 回収場所 (n=9)

回収場所	市数	割合
駐車場	6	67%
店舗入り口	2	22%
その他	1	11%
店内	0	0%

表 4-13 より、古紙は場所をとるため駐車場で回収が 1 番多くなっていると考えられる。

4-5-3-3 一緒に回収している資源ごみ

表 4-11 に基づき、古紙と一緒に回収されている資源ごみを表 4-14 に示す。

表 4-14 一緒に回収している資源ごみ (n=9)

回収品目	市数	割合
ペットボトル	7	78%
アルミ缶	7	78%
スチール缶	5	56%
ビン	5	56%
紙パック	3	33%
古着・古布	3	33%
トレイ	2	22%
廃食用油	2	22%
乾電池	1	11%
蛍光管	1	11%

表 4-14 より、「ペットボトル」、「アルミ缶」のように比較的軽いものが古紙と一緒に回収されていることがわかった。また、資源物として認知度が高く、以前からリサイクルがされていたものが一緒に回収されているのは、古紙をそれら資源物とともに回収し、排出機会を増やすことにつなげるためだと考える。

4-5-3-4 実施する際の工夫

表 4-11 に基づき、古紙の店頭回収を実施する際の工夫を表 4-15 に示す。

表 4-15 実施する際の工夫 (n=9)

実施する際の工夫	市数	割合
粘り強い店舗への呼びかけ	1	11%
自動消火器設置による防火対策	1	11%
集団回収を優先するため、比較的、集団回収の少ない地域を選定した	1	11%
ごみの分け方の看板の設置	1	11%
市内福祉施設の協力を求めた	1	11%
人が立会う	1	11%
不明	1	11%
特になし	3	33%

表 4-15 より、実施する際の具体的な工夫として、「粘り強い店舗への呼びかけ」や「ごみの分け方の看板の設置」などの工夫が上げられた。店舗の負担軽減と取組への理解を求めるものであると考える。

4-5-3-5 メリット

表 4-11 に基づき、古紙の店頭回収を実施したことでのメリットを表 4-16 に示す。

表 4-16 古紙の店頭回収のメリット (n=9)

古紙の店頭回収のメリット	市数	割合
排出機会の増加	5	56%
可燃ごみの減量	4	44%
市民の利便性の向上	1	11%
有価物としての市の収入の増加	1	11%
啓発効果があった	1	11%

表 4-16 より、「排出機会の増加」との回答が 56%と 1 番多く、今まで排出機会の少なかった古紙の回収を店頭で行うことによって、市民の参加の機会が増えたと考えられる。また「可燃ごみの減量」が 2 番目に多く、排出機会が増えたことによって、従来、可燃ごみとして排出されていた古紙が資源ごみとして排出されたことで可燃ごみの減量につながったと考えられる。

4-5-3-6 問題点や課題、その対応

表 4-11 に基づき、古紙の店頭回収実施までの問題点や課題を表 4-17 に示す。

表 4-17 問題点や課題 (n=8)

問題点や課題	市数	割合
回収場所の確保	2	25%
店舗の賛同を得られない	1	13%
対象品目以外の投棄	1	13%
各スーパーごとに収集時間が異なるため市民への周知の仕方	1	13%
他のイベントと重なった場合の対応, 会場内での事故・トラブル	1	13%
特になし	3	38%

表 4-17 より, 古紙は回収を行うのに, 回収場所をとるため, 「回収場所の確保」が問題点や課題にあげられたと考える。また, 回収場所の確保が困難なことから「店舗の賛同を得られない」という課題につながったと考える。

「対象品目以外の投棄」という問題点に対して, 笛吹市は「回収には収集運搬をおこなう協業組合が管理に責任を持つ。レーム対応は市と協業組合が窓口となる。」という対応しており, 店頭回収を行う事業者への負担の軽減に取り組んでいることがわかった。

4-5-3-7 燃えるごみの回収量の変化

表 4-11 に基づき, 古紙の店頭回収を実施したことでの燃えるごみの回収量の変化を表 4-18 に示す。

表 4-18 燃えるごみの回収量の変化 (n=8)

回収量の変化	市数	割合
どちらかといえば減少している	2	25%
減少している	2	25%
不明	2	25%
どちらかといえば増加している	1	13%
変化なし	1	13%
増加している	0	0%

表 4-18 より, 「どちらかといえば減少している」, 「減少している」との回収が半数を占めており, 古紙の排出機会が増えたことで燃えるごみが減少することがわかった。さらに, 燃えるごみが減少することで行政の焼却施設の負担が軽減につながっていると考えられる。

4-5-4 拠点回収とエコショップ認定制度の両制度の取組について

拠点回収とエコショップ認定制度の両制度の取組での回収について回答を得た 19 市の回答を表 4-19 (その一) ~表 4-19 (その四) に示す。

表 4-19 両制度の取組での回収について回答（その一）

市名	目立市	龍ヶ崎市	水戸市	C市	八代市
時期	H15.7～	拠点回収 H9.1～ エコショップ H8.11～	拠点回収 H13.10～ エコショップ H8～	H18～	H21.4.1～
経緯	拠点回収：市民の利便性の向上のため エコショップ：スーパー等が取り組んでいるごみ減量事業を市民に周知するため	拠点回収：リサイクルの推進と市民の利便性を高めるため エコショップ：ごみの減量化、リサイクルの促進、その他環境への負担低減を積極的に推進していくため	拠点回収：市内30ヶ所のスーパー、公民館等に専用回収ボックスを設置し、資源物としてペットボトルの回収を開始 エコショップ：茨城県でエコショップ認定制度が制定されたことに伴い	可燃ごみの減量化を目指して	古紙類については、町内毎の「資源の日（行政回収）」だけが、一般市民の方々の（再資源のための）排出機会でしたが、回収日が2回/月と少なく、また、回収日が雨の場合は出せない町内もあり「排出機会を増やしてほしい」との要望があった。このことから、日頃から利用することの多いスーパー等に協力を求め、協力店舗を「リサイクル推進協力店」として認定し、市民の皆様へ利用を推奨している。
関係性	行政関与の拠点回収の場所として、原則的にエコショップの認定を受けている店舗等で実施。	エコショップは、環境にやさしい取組①～⑩（市HP参照）のうち1項目を実施している店舗を認定。従って拠点回収店舗はエコショップとしての要件を備えていることになる。	別々の事業として見られるため、相互関係は見られない。	さくら市リサイクル推進協力店制度に伴う。	リサイクル推進協力店の認定要件のひとつとして「古紙類の店頭回収の実施」を設けている。
問題・課題	回収場所の衛生の確保、回収物のストック場所、回収袋の交換作業について、拠点場所の従業員で実施していただくことに対して理解を得ることが難しい。	<無回答>	なし	幅広く粘り強く量販・小売店に呼びかけてが、あまり協賛を得られずに現在に至る。	店頭回収に必要なスペースの確保が出来ない店舗が多く、可能な店舗は大型ショッピングセンターに限られてしまう。
問題・課題への対応	<無回答>	<無回答>	<無回答>	<無回答>	<無回答>
回収量や市民の利用の変化	拠点回収を開始したことで、ペットボトルなど家庭にたい積量ややすい再生資源物が減少したことで評価を受けている。	<無回答>	拠点回収場所が増えると従来の回収場所の回収量が減少した。エコショップの認定店については市民の利用の変化は集計できていない。	可燃ごみの排出量が微増となったが、拠点回収を利用する市民も微増が認められる。	本焼却施設は、老朽化等により能力が低下しており、処理するごみの一部を市外の民間業者へ処理委託している。このような状況から「ごみ非常事態宣言」を行い、1人1日当たり50gの燃えるごみの減量化を目標に、市民の皆様へ協力をお願いしている。そのため、古紙類の店頭回収の他にも、市内全域を対象とした「資源の日（日曜日版）2回/月」の実施や、資源回収品目の追加（容器包装以外のプラスチック製品や発泡スチロール、廃食用油）など、同時期に他の事業も実施しているが、実施前に比べて現在は、1人1日あたり41gの燃えるごみが減量化されている。
行政の回収拠点数	33店舗中14店舗	22店舗中15店舗	44店舗中8店舗	6店舗中6店舗	2舗中2店舗
併用のメリット	市民等への周知の一元化	エコショップは店頭回収以外の取組を行っている店舗（例：環境にやさしい商品の販売等）も対象になることから、より広く環境に配慮した店舗を認定、PRすることができる。	特になし	市民の利便性向上につながる	拠点回収以外の取組みや調査、啓発等に対しても協力が得られやすい。

表 4-19 両制度の取組での回収について回答（その二）

市名	松戸市		八千代市	富士市	東大阪市	御殿場市
時期	拠点回収 H13.4~	エコショップ H5.2.1~	H11.9~八千代市ごみ減量協力店制度（再くるくん協力店） 拠点回収を開始 紙パック H3.10~ ペットボトル H9.8~ 白色トレイ H12.7~	エコショップ H18.2~ 拠点回収を開始 ペット H11.7~ ウエス H14.7~ 廃食用油 H20.12~	エコショップ H4~ 拠点回収 H9~	双方に関係がないため、回答不可
経緯	平成7年に制定された、容器包装リサイクル法に基づいたルートでのリサイクルを行うための、ペットボトル処理施設が設置されたため。	ごみ減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店等を松戸市ごみ減量・リサイクル協力店と認定することにより、消費者と店舗等との相互協力によるごみ減量・リサイクル運動の促進を図るため。	八千代市ごみ減量協力店制度（再くるくん協力店）は市民と事業者との相互協力によるごみの減量化や再資源化の促進、及び市民のごみに対する意識高揚を図ることを目的として認定。	両制度とも、ごみ減量に効果があると思われるため	拠点回収：排出方法の多様化 エコショップ：大阪府リサイクル社会推進会議が実施する「エコショップ認定制度」に対し府下市町村が窓口として登録・受付等の一部事務を行うため。	双方に関係がないため、回答不可
関係性	「松戸市ごみ減量・リサイクル協力店」認定制度の認定要件の一つに、「ペットボトルの拠点回収」（※必須要件ではない）が含まれている。		<無回答>	特になし	特になし	特になし（但し、ごみ減量大作戦実行店の適合基準の1項目として「ペットボトル・トレイ」
問題・課題	時季によっては、通常の回収頻度（各協力店週2回）では回収しきれないことがある。（その際は、協力店の連絡を受けて随時対応している）協力店の営業時間外に出せない。	事業者から自主的に新規認定を希望することが少ない。	再くるくん協力店制度については形骸化しているため、見直しをしている。	特になし	特になし	新規認定店を増やすことが困難である。
問題・課題への対応	<無回答>	<無回答>	<無回答>	<無回答>	<無回答>	<無回答>
回収量や市民の利用の変化	両方の取組のうち、あとに実施したのはペットボトルの拠点回収は、実施前はペットボトルを「燃やせないごみ」で回収しており、ペットボトル単体での回収量を把握していないため、実施前後の比較はできない。		<無回答>	拠点回収については、ごみ減量効果あり。エコショップ（スマートショップ）認定制度については、数字に見えるほどの効果はなし。	特になし	特になし
行政の回収拠点数	「松戸市ごみ減量・リサイクル協力店」49店舗のうち、「ペットボトル拠点回収」協力店は32店舗		22店舗中8店舗	73店舗中5店舗（H24.10月末現在）	56店舗中13店舗	13店舗中10店舗
併用のメリット	「松戸市ごみ減量・リサイクル協力店」の認定要件を満たしている店舗が、「ペットボトルの拠点回収」を実施していることで、ペットボトルの排出に訪れた市民が、ペットボトル以外の店頭回収やごみ減量を推進したサービスを利用できるメリットがある。		<無回答>	両制度をうまく活用すれば拠点回収場所の拡大につながると思われるが、当市では現在活用するまでにはいたっていない。	特になし	併用することを目的としていないため、メリットに関して考慮していない。

表 4-19 両制度の取組での回収について回答（その三）

市名	高槻市	和泉市	下妻市	稲敷市	豊橋市
時期	リサイクルごみの収集を開始 H8～ ペットボトルの拠点回収 H11～ 酒販店を追加 H18～	拠点回収 H9.10～ エコショップ H4.9～	<無回答>	拠点回収 H13.7～ エコショップ H17.3～	拠点回収 H15.7～ エコショップ H12.12～
経緯	拠点回収：容器包装リサイクル法に対応し、これによりエコシティ高槻の基盤づくりを推進し、ごみの分別精度を向上させ、再資源化によるごみ減量を推進するため、平成3年8月に設置された「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、平成4年5月にリサイクル社会構築のための「ごみの減量化やリサイクルアクションプログラムーリサイクル社会の構築に向けて」を策定し、そのひとつとして盛り込まれた具体的行動のひとつであるが、本市も同会議の構成員であることから実施している。	拠点回収：容器包装リサイクル法の施行に伴い、市内の主な公共施設等で実施。 エコショップ：大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクションプログラム」事業として、大阪府内一円で実施。	「容器包装リサイクル法」制定の影響、最終処分場の延命化、環境保護が主な目的	<無回答>	ともに、循環型社会に向けたごみ減量・リサイクルの推進を目的として実施。
関係性	実施主体や経過が異なるため、基本的には無関係。ペットボトルのみ拠点回収を本市HPに掲載しているが、エコショップ制度協力店は大阪府のHPのみ。大阪エコショップ検索エンジンの一部にペットボトルがある。	<無回答>	特になし	<無回答>	関係性はない
問題・課題	<無回答>	<無回答>	特になし	<無回答>	拠点回収（リサイクルステーション）を実施する場合、店舗敷地を借りることになるため、店舗側の負担を考えなければならない。
問題・課題への対応	市民サイドからはわかりやすくする必要があるので、本市のHPで大阪エコショップ協力店と本市資源物回収ボックス設置店の情報を整理して共有情報として掲載の準備中。	<無回答>	<無回答>	<無回答>	<無回答>
回収量や市民の利用の変化	特に変化は感じていない。	ペットボトルの拠点回収を平成9年10月から公共施設等で実施し、ペットボトルの回収量が年々増加し、市民のごみ分別の意識が高まった。	特になし	<無回答>	両制度に関連が見られないため、影響や変化は感じられません。
行政の回収拠点数	59店舗中49店舗（H24.6月末現在） ペットボトル拠点回収89店舗（H20.2分を修正中）	16店舗中16店舗	4店舗中0店舗	2店舗	195店舗中2店舗
併用のメリット	複数の視点から資源物回収ボックスを設置している店舗を把握できるため、より多くの市民にリサイクル意識を広報できる。	拠点回収とエコショップ認定制度を併用して、市民のごみ分別に対する意識の向上が図られた。	行政回収していないところで市民のリサイクルなどへの関心が高まるため、結果的には行政拠点回収への資源ごみ量は増加していると思われる。	<無回答>	特になし

表 4-19 両制度の取組での回収について回答（その四）

市名	堺市	S市	柏原市	大東市
時期	拠点回収 H10.5～ エコショップ H23.9～	エコショップ H4～	エコショップ H4～ 拠点回収の開始 牛乳パック H3.4～ ペットボトル H9.10～H20.2 蛍光灯 H17.4～	H11.91～ H3.9～牛乳パック H9.7～ペットボトル の拠点回収を開始
経緯	家庭から排出されるごみの減量化・資源化を推進するため、ペットボトルの行政回収（拠点回収）を実施することとなった。しかし、店舗による自主的な回収ルートへの切り替えにより協力店舗数が減少したこと、また、平成21年10月から開始されたペットボトルの行政回収（定期回収）が定着したことなどから、平成23年9月末をもって事業を廃止した。	実施主体（大阪府リサイクル社会推進会議（構成：大阪府・府下市町村・関係団体等）同協議会は、府民・事業者・行政のそれぞれが責務を果たし、環境負荷の少ない循環型社会を構築することを目的としており、事業の一つとしてエコショップ制度の普及に取り組んでいる。	拠点回収：牛乳パックのリサイクル活動を行う「交野市牛乳パックリサイクル連絡会」が設立されたことに伴う。牛乳パックのみの拠点回収から始める実施の動機は、リサイクルの推進と考える。なお、ペットボトルについては、平成20年2月から廃プラの分別収集が開始されたことにより拠点回収を廃止。 エコショップ：大阪府が中心となって設置した大阪府リサイクル社会推進会議におけるエコショップ登録制度に府内市町村として取り組んでいる。	平成7年6月に「容器包装リサイクル法」の成立・公布され、平成12年4月より完全施行となった為。 牛乳パックやペットボトルなどを資源物としてリサイクルするため、牛乳パックは平成3年9月より、ペットボトルは平成9年7月より拠点回収を開始し、その後、増設している。そして拠点回収の協力店舗を認定、表彰し、店舗が広く消費者の方に環境に配慮した取り組みをしていることをアピールできるように、エコショップ認定制度も導入された。
関係性	両制度とも、事業の目的やねらいは同じ方向にあるが、実施主体や事業の成り立ち等は異なり、両制度の間に直接的な関連性はない。	特になし	特になし	拠点回収を実施している店舗でエコショップ登録をしているところが多い。
問題・課題	現在、ペットボトルの行政回収(定期回収)は2回行っているが、市民からは高張るペットボトルを貯留しておくスペースの確保が困難なため定期収集の回収を増やしてほしいなどの要望もあり、行政回収(定期回収)以外に資源物を排出する機会の必要性を感じる。	特になし	小規模店舗や個人商店などに募集を呼び掛ける事が今後必要。本市には大規模店舗の出店が少ないので参加店舗数を増やすには今後の課題である。	実施後しばらくは、市民の方が資源物の出し方（ペットボトルのキャップやラベルを取る、ボトルの中を軽くすすぐ、など）に慣れている。そして、異物が混入したり不適切な出し方の資源物があったりした。
問題・課題への対応	ペットボトルの行政による拠点回収を廃止する際には、各店舗に自主的な取り組みとして店頭での回収を引き続き実施してほしい旨の依頼をし、多くの店舗に協力をいただいている。現在、行政は関与していないが、市民にとっては以前と同様、排出拠点として機能している。また、容器包装リサイクル法における特定事業者（容器を製造または利用して中身を販売する事業者）がペットボトルやトレーなどを積極的に自主回収することで、自治体のごみ処理経費の負担軽減が図られることも、市民サービスの一環であると考えられる。	<無回答>	<無回答>	啓発により市民の間に正しい出し方が浸透していき、問題は解消していった。
回収量や市民の利用の変化	エコショップ制度は、店舗の取り組み項目を消費者へ情報提供することを役割としており、その効果や結果、すなわち店舗が自主的に回収しているペットボトル等の資源物の回収量の報告を求める制度になっていない。従って、拠点回収を実施したことによる変化等は把握できていない。	回収量の増加	エコショップ認定制度については市民の認知度が低い状況。ペットボトル・紙パックの拠点回収については取組から10年以上を経過し、一定の認知度が浸透していると感じられる。	拠点回収開始前の回収量は把握していないが、開始後は市民の方に資源物の拠点回収にご協力いただけるようになり、回収量も増加していった。
行政の回収拠点数	108店舗中18店舗	8店舗中5店舗（エコショップ故に、拠点回収場所となったものとは言えません）	8店舗中5店舗	13店舗中9店舗
併用のメリット	元々、各事業の実施主体が異なっていたので併用する形になっているだけで、そこに意図的なものはない。一概にどういった事業形態が良いかは言えないが、市民に理解を得るには、一定のインパクトがあり、かつ、シンプルな制度が望ましい。	ごみの減量化とリサイクルの推進につながる	行政が回収を行なっている物以外に店舗独自の取組を把握することが出来る。	拠点回収など、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んでいるお店をエコショップとして認定すると、店舗に登録証やステッカーが交付され、消費者に環境に配慮した取り組みをしているお店だとアピールできる。

4-5-4-1 時期及び経緯

表 4-19 より、拠点回収を始めた経緯として、容器包装リサイクル法の制定に伴い施行された市が多く、エコショップ認定制度は県単位での取組に参加しているため始めた市が多いことがわかった。また、どちらの取組も資源化、ごみの減量化の推進を目的としている市が多いことがわかる。両制度の取組開始時期は市それぞれに異なる。

4-5-4-2 両制度の取組の関係性

表 4-19 に基づき、両制度の取組の関係性について表 4-20 に示す。

表 4-20 両制度の取組の関係性 (n=16)

両制度の取組の関係性	市数	割合
行政関与の拠点回収の場所として、原則的にエコショップの認定を受けている店舗等で実施	5	31%
実施主体や経緯が異なるため直接的な関係はない	3	19%
各市の認定制度に伴う	1	6%
拠点回収を実施している店舗はエコショップ登録をしているところが多い	1	6%
特になし	7	44%

表 4-20 より、「行政関与の拠点回収の場所として、原則的にエコショップの認定を受けている店舗等で実施」との回答が 1 番多く、行政関与の拠点回収とエコショップ認定制度を関係づけた取組としている市が多いことがわかった。しかし、「実施主体や経緯が異なるため直接的な関係はない」との回答が 2 番目に多く、全く別の取組として認識し、実施している市もあることがわかった。

4-5-4-3 問題点や課題，その対応

表 4-19 に基づき、両制度の取組を実施するまでの問題点や課題について表 4-21 に示す。

表 4-21 問題点や課題 (n=15)

問題点や課題	市数	割合
回収場所の確保	5	33%
店舗の新規参入が少ない	4	27%
回収場所の衛生の確保	1	7%
店舗の従業員の作業負担	1	7%
対象品目以外の投棄	1	7%
店舗の協力が得られない	1	7%
店舗への呼びかけが必要	1	7%
認定制度が形だけのものになっている	1	7%
店舗の営業時間外に出せない	1	7%
排出機会が機会が少ない	1	7%
特になし	5	33%

表 4-21 より、「回収場所の確保」が問題点との回答が 1 番多く、これは 3-6-2-2 より拠点回収の問題点でも 2 番目に多い回答であった。また、「店舗の新規参入が少ない」との回答が 2 番目に多く、これは 3-6-3-2 よりエコショップ認定制度の課題の 1 番多かった回答と一緒であることがわかった。

4-5-4-4 あとに実施した取組を実施したことでの変化

表 4-19 に基づき、あとに実施した取組を実施したことでの変化を表 4-22 に示す。

表 4-22 あとに実施した取組を実施したことでの変化 (n=16)

あとに実施した取組を実施したことでの変化	市数	割合
回収量の増加	3	19%
燃えるごみの減量	2	13%
家庭に堆積しやすい資源物が減少した	1	6%
拠点回収場所が増えると従来の回収場所での回収量が減った	1	6%
可燃ごみの排出量が微増となったが、拠点回収を利用する市民も微増が認められる	1	6%
両制度に関連が見られないため、影響や変化は感じられない	1	6%
市民の分別意識が高まった	1	6%
エコショップの認知度が低い	1	6%
拠点回収は一定の認知度が浸透している	1	6%
回収量を把握していないので比較できない	1	6%
エコショップの報告がなく、把握できていない	1	6%
特になし	6	38%

表 4-22 より、両制度の取組が開始されたことで「回収量の増加」が感じられたと回答があった市が 1 番多くあった。しかし、両制度の取組に関係性が見られないことやエコショップからの報告がないことなどから、変化について比較することができないとの回答もあった。回答のあった半数の市から取組に効果があるとの有効的な意見があげられた。

4-5-4-5 行政の回収拠点としてのエコショップ認定店舗数

表 4-19 に基づき、行政の回収拠点としてのエコショップ認定店舗数を表 4-23 に示す。

表 4-23 行政の回収拠点としてのエコショップ認定店舗数 (n=17)

市名	エコショップ認定店舗数	行政の拠点回収店舗	割合
C市	6	6	100%
和泉市	16	16	100%
八代市	2	2	100%
高槻市	59	49	83%
御殿場市	13	10	77%
大東市	13	9	69%
龍ヶ崎市	22	15	68%
松戸市	49	32	65%
S市	8	5	63%
柏原市	8	5	63%
日立市	33	14	42%
八千代市	22	8	36%
東大阪市	56	13	23%
水戸市	44	8	18%
堺市	108	18	17%
富士市	73	5	7%
豊橋市	195	2	1%
下妻市	4	0	0%
平均	40.6	12.1	30%
最大	195	49	25%
最小	2	0	0%

表 4-23 より、多い市ではエコショップ認定店全てを拠点回収と位置づけている市が 2 市であった。少ない市では行政の回収拠点と位置づけられている店舗は 0 店舗の市が 1 市であった。1 市あたり、エコショップ認定店の平均 30%が行政の拠点回収とされていることがわかった。

4-5-4-6 取組を併用することでのメリット

表 4-19 に基づき、取組を併用することでのメリットを表 4-24 に示す。

表 4-24 取組を併用することでのメリット (n=17)

取組を併用することでのメリット	市数	割合
周知の一元化	2	12%
市民の利便性の向上	2	12%
より多くの環境に配慮した店舗を認定・PRできる	2	12%
回収場所の拡大	1	6%
市民のリサイクル意識の向上	1	6%
ごみの減量化	1	6%
リサイクルの推進	1	6%
市民のリサイクル意識の向上	1	6%
店舗の協力が得られやすい	1	6%
回収量の増加	1	6%
特になし	5	29%

表 4-24 より、両制度の取組を実施することで「周知の一元化」、「市民の利便性の向上」、「より多くの環境に配慮した店舗を認定・PR できる」とのメリットがそれぞれ 2 市ずつあった。市民に両制度の取組を周知する機会が増え、また、市民がより多くの回収場所を認識することによって、市民の利便性の向上につながることもわかった。さらに、より多くの市民の店舗を利用がさらなる参加店舗数の増加につながっていくと考えられる。

4-5-5 未実施市の検討中の取組について

未実施市の検討中の取組について回答を得た 8 市の回答を表 4-25 (その一) 及び表 4-25 (その二) に示す。

表 4-25 未実施市の検討中の取組（その一）

市名	T市	帯広市	さいたま市
検討内容	<p>① 平成25年4月施行の使用済小型家電リサイクル法の対応。 →家電4品目以外の小型家電製品のリサイクルを推進すべく品目等を検討中。</p> <p>②資源ごみに区分していない廃棄物の店頭回収。 →廃油（家庭用調理後の油）、除雪機などの店頭回収実施について検討中。 →通常の家庭ごみ収集への追加はコストを要するため、市役所庁舎及び店頭回収を模索中。</p>	<p>スーパーでの食品トレー等の店頭回収の情報を市のHP等を利用し市民に情報提供する。</p>	<p>「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、市民が排出する小型電子機器等の回収拠点として、家電量販店等に回収ボックスを設置していきたいと考えており、現在具体的な回収品目やボックスの大きさなどを検討している。</p>
検討に至る現在の課題	<p>①の課題について 8月に法律が成立したものの、具体的に施行令及び施行規則が制定されていないため、使用済小型家電全般の品目設定が定まっていない。また、品目については自治体毎の設定が必要となる。平成25年4月から国が処理業者の申請受付を行う予定のため、その動向を注視。なお、契約相手として近隣に処理業者の存在が必要。</p> <p>①②の課題及び取組検討について 当市の廃棄物は、周辺自治体と共同で処理しているため、ごみの排出方法やごみ処理手数料水準（指定ごみ袋の販売価格）は同一が好ましい。このため、店頭回収全般については、当市単独で行うのではなく、共同処理している自治体と歩調を合わせた対応があることから、今後、協議を進めたい。</p>	<p>資源ごみのリサイクルを推進、市民のリサイクル意識向上、資源ごみの排出利便性の拡大。</p>	<p>小型家電に使われているレアメタル（希少金属）が国外からの輸入に依存している現状、現在「もえないごみ」の処理において鉄・アルミ以外は抽出されずに埋め立てられていることや本市の最終処分場の延命化を図るためのさらなるごみ減量策として導入を検討している。</p>
疑問点・問題点など実施市に聞きたいこと	<p>特になし</p>	<p>1.店頭回収の品目と回収量。2.店頭回収について店舗は積極的に参加してくれるのか。3.実施市の回収状況は開始時から増えているのか減っているのか。4.実施市での継続が困難で中止した店舗はないのか、またその理由。</p>	<p>パソコンや携帯電話などの個人情報保護の配慮が必要である小型電子機器等について対策事例などがあれば。</p>

表 4-25 未実施市の検討中の取組（その二）

市名	蓮田市	小浜市	牧之原市
検討内容	まずはじめにペットボトルキャップの回収を検討中。	現在、福井県の廃小型家電回収のパイロット事業において、小浜市役所1階ロビーに廃小型家電回収ボックスを設置している。今のところ、行政関与の店頭回収を実施する予定はない。	現在、植物性廃食用油の回収事業を、2つある市役所庁舎の窓口にて行っている。しかし、市民の利便性の向上という観点から、市民がよく行く場所（スーパー等の商業施設を含めて）での回収の実施を検討。事業の開始時、多くの回収拠点が必要との声があり、公民館や地区にも声をかけたが、油を回収するという点で、防犯の観点および施設が汚れるといったことから、拠点を増やすまでには至っていない。一方で、通常のゴミ回収に廃食用油を分別してもらい、回収するという案もあったが、他のゴミと同様にバケツで収集することができないため、油だけ特別に集める必要があり、費用対効果、温室効果ガス削減という観点からこの案での実施をしていない。
検討に至る現在の課題	PRと各店舗におけるコミュニティの活性化	廃小型家電に利用されている金属やその他の有用な物のほとんどが廃棄され、埋立処分されているのが現状であり、それら埋立処分されている金属や有用な物をリサイクルするため、小型家電リサイクル法が来年度から施行される。小型家電リサイクル法施行に伴う福井県のパイロット事業として、小浜市で廃小型家電の拠点回収（回収ボックスの設置）を実施している。	市のバイオマス利用に向け、平成22年3月に牧之原市バイオマスタウン構想を作成しました。そのうち、家庭系廃食用油の利用率が35%と低かった上、排水に流されるなどして、水環境の悪化につながっている懸念もあったため、このような回収事業を検討、実施。現在の課題としては、本年の1月より回収事業を開始して、10ヶ月が経過しましたが、実績が回収量の目標値に遠く及ばない現状であるため、回収量の増加が課題。
疑問点・問題点など実施市に聞きたいこと	店頭回収の収集費用（財源）がどのように扱われているか。	回収ボックスの保守管理や防犯上の問題がある。現在実施している事業は、福井県主導のパイロット事業であり、試験的に実施しています。来年度以降、継続して実施するかは未定である。	回収方法として、市民に使用済み油をペットボトル等に入れ、回収拠点へ持参していただき、窓口にてペットボトルをそのまま受け取るという形で実施。業者にはペットボトルをそのまま渡しているが、その後ペットボトルが油汚れにより、リサイクルできずに、可燃ごみを増やしてしまっているという課題。
市名	Q市	うきは市	
検討内容	店頭拠点回収を実施している店舗について、回収資源の種類・量等の把握に努めるとともに、市民への紹介等推進施策を検討している。	容器包装の自主的な回収と資源化を促進するために、協力して啓発を行う。	
検討に至る現在の課題	店頭回収を実施しているものの、量等を把握していない店舗もあり把握してもらうための助言が必要である。	回収に係るコストの削減	
疑問点・問題点など実施市に聞きたいこと	なし	特になし	

4-5-5-1 未実施市の検討中の内容

表 4-25 より、未実施市の検討中の内容は使用済小型家電の回収が 2 市、廃食用油の回収が 2 市、資源ごみの回収が 2 市、店頭回収店舗の実態把握と店舗の紹介が 1 市、啓発が 1 市であった。その中で使用済小型家電の回収を検討している小浜市は行政関与の店頭回収の実施予定はないとの回答を得た。

4-5-5-2 検討に至る現在の課題

表 4-25 より、検討に至るまでの現在の課題として、資源物が埋立ごみとして処分されていたことや、そのことでの環境への悪影響を防ぐためなどの環境を配慮し、検討されている市があった。また、回収費用の削減や回収量の把握、各店舗のコミュニティの活性化の

ため検討している市もあった。

4-5-5-3 実施市に聞きたいこと

表 4-25 より，疑問点や問題点など実施市に聞きたいこととして，回収量や費用などのような実施結果や店舗の反応，または課題に対する対策などの回答を得た。

4-5-6 地域特性との関係性

各取組と都市規模との関係を表 4-26（その一）及び表 4-26（その二）に示す。

表 4-26 各取組と都市規模との関係性（その一）

両制度の取組を実施している市（n=19）

市名	人口	都市規模	隣接している市
堺市	841,966	大都市	和泉市
東大阪市	509,533	中都市①	大東市
松戸市	484,457	中都市①	
豊橋市	376,665	中都市①	
高槻市	357,359	中都市①	
水戸市	268,750	中都市②	
富士市	254,027	中都市②	御殿場市
日立市	193,129	中都市②	
八千代市	189,781	中都市②	
和泉市	184,988	中都市②	堺市
八代市	132,266	中都市②	
大東市	127,534	中都市②	東大阪市
御殿場市	89,030	小都市	富士市
龍ヶ崎市	80,334	小都市	稲敷市
交野市	77,686	小都市	
柏原市	74,773	小都市	
稲敷市	46,895	小都市	龍ヶ崎市
下妻市	44,987	小都市	
さくら市	44,768	小都市	

廃小型家電を店頭回収している市（n=3）

市名	人口	都市規模	隣接している市
宮崎市	400,583	中都市①	
日立市	193,129	中都市②	
大館市	78,946	小都市	

表 4-26 各取組と都市規模との関係性（その二）

古紙を店頭回収している市（n=9）

市名	人口	都市規模	隣接している市
浜松市	800,866	大都市	
東大阪市	509,533	中都市①	
刈谷市	145,781	中都市②	
桑名市	140,290	中都市②	
八代市	132,266	中都市②	
坂井市	91,900	小都市	
笛吹市	70,529	小都市	
中野市	45,638	小都市	
さくら市	44,768	小都市	

回収品目が4つ以上と多い市（n=15）

市名	人口	都市規模	隣接している市
新潟市	811,901	大都市	
松江市	194,258	中都市②	
日立市	193,129	中都市②	
小平市	187,035	中都市②	
和泉市	184,988	中都市②	堺市
桑名市	140,290	中都市②	
掛川市	116,363	中都市②	
津山市	106,788	中都市②	
高砂市	93,901	小都市	
坂井市	91,900	小都市	
笛吹市	70,529	小都市	
中野市	45,638	小都市	
下妻市	44,987	小都市	
さくら市	44,768	小都市	
相生市	31,158	小都市	

検討中（n=8）

市名	人口	都市規模	隣接している市
さいたま市	1,222,434	大都市	蓮田市
帯広市	168,057	中都市②	
蓮田市	63,309	小都市	さいたま市
下松市	55,012	小都市	
牧之原市	49,019	小都市	
うきは市	31,640	小都市	
小浜市	31,340	小都市	
深川市	23,709	小都市	

表 4-26 より、取組を実施している市は小都市が多いことがわかった。また、隣接してい

る 10 市は隣接している市同士、同じ取組を実施している傾向にあることがわかった。

4-6 まとめ

追加アンケート調査より、市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の取組の実施実態の詳細を把握した。以下に、本章の目的である市単位による行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態の詳細についてまとめる。

(1) 回収品目が 4 つ以上と多い市

- 1) ペットボトルが最も多くの市で回収されており、1 市あたりの平均回収品目数は 5.2 種類であった。回収をしている市が多い品目の上位 5 種は資源物として認知度の高く、比較的軽く、場所のとらないものであった。ビンや古紙は 8 市によって回収が行われている。また、89 市のうち、ビン・古紙を回収している市は 12 市であり、12 市のうち 8 市が回収品目の多い市であることがわかる。ビンや古紙のように比較的、回収機会の少ない資源物の回収を行っている市は資源回収を積極的に行っている市であるのでないかと考えられる。回収している市の数が多い品目ほど、スーパーで回収している店舗数が多い。しかし、回収している市の数が少ない廃食用油などはスーパーでの回収よりも市役所等公共施設で回収が行われていることがわかった。資源物として認知度の高いものがスーパーで回収されている。
- 2) 「排出機会を増やすため」との回答が 43%と 1 番多く、また、「家庭での保管が難しい」や「要望があったため」の回答もあり、市民の利便性に寄与することで資源ごみの回収につなげるためであると考えられる。
- 3) 「回収場所の確保」、「対象品目以外の投棄」、「周知」との回答が 21%と多くあり、事業者、市民、行政の三者ともに問題、課題がある。対象品目以外の投棄への対応として、市民にルールやマナーを周知行っていることなどがわかった。
- 4) 「市民の利便性の向上」との回答が 59%と最も高く、スーパーという市民にとって身近な場所は排出するのに活用しやすいことがわかった。また、市の収入の増加や経費削減など費用面での効果があるとの回答も少しではあったがなかった。

(2) 使用済小型家電の店頭回収について

- 1) 国や県の行う事業に試行的に参加していることがわかった。国や県が今後の市での回収の拡大を考えていると考えられる。
- 2) スーパーや家電量販店での回収店舗はあまり多くなく、その他の市役所等公共施設での回収がメインとなっていることがわかった。これは取組が試行的なものであることから事業所での回収が少ないものだと考える。
- 3) ステーション回収だけではなく、身近な場所での回収を行うことによって、市民に排出しやすい機会を提供することができる。従来、埋立処分されていたものが資源物と

なることで燃やせないごみの削減につながり、市施設の負担の軽減となることがわかった。

- 4) わかりやすい周知、対象品目以外の投棄の防止を実施しており、今まで回収をしていなかったものの回収の実施、マナーを市民に定着させるための工夫がされていることがわかった。また、ほかの資源ごみよりも個人情報があるものであるから市民に抵抗なく安心して少しでも排出してもらえるような工夫をしている。
- 5) 新しく始めた取組なので、従来の収集制度に影響を与えてしまう。また、今まで店頭で回収されていた資源ごみよりも使用済小型家電は重たく、場所をとるので、回収場所と管理に関して店舗の新たな負担となる。

(3) 古紙の店頭回収について

- 1) 「要望があったため」と「排出機会を増やすため」との回答が多く、市民の利便性、リサイクルへの参加のために開始されたと考える。また、古紙は回収機会が少なく、可燃ごみとして処理されることが多い資源であることから、市の可燃ごみの減量、資源化のために回収機会の多い資源ごみ以外の回収が行われたと考えられる。
- 2) 古紙は場所をとるため駐車場で回収が多くなったと考えられる。
- 3) 「ペットボトル」、「アルミ缶」のように比較的軽いものが古紙と一緒に回収されていることがわかった。また、資源物として認知度が高く、以前からリサイクルがされていたものが一緒に回収されているのは、古紙をそれら資源物とともに回収し、排出機会を増やすことにつなげるためだと考える。
- 4) 実施する際の具体的な工夫として、「粘り強い店舗への呼びかけ」や「ごみの分け方の看板の設置」などの工夫が上げられた。
- 5) 「排出機会の増加」との回答が56%と1番多く、今まで排出機会の少なかった古紙の回収を店頭で行うことによって、市民の参加の機会が増えたと考えられる。また「可燃ごみの減量」が2番目に多く、排出機会が増えたことによって、従来、可燃ごみとして排出されていた古紙が資源ごみとして排出されたことで可燃ごみの減量につながったと考えられる。
- 6) 古紙は回収を行うのに、回収場所をとるため、「回収場所の確保」が問題点や課題にあげられたと考える。また、回収場所の確保が困難なことから「店舗の賛同を得られない」という課題につながったと考える。「対象品目以外の投棄」という問題点に対して、笛吹市は「回収には収集運搬をおこなう協業組合が管理に責任を持つ。レーム対応は市と協業組合が窓口となる。」という対応しており、店頭回収を行う事業者への負担の軽減に取り組んでいることがわかった。
- 7) 「どちらかといえば減少している」、「減少している」との回収が半数を占めており、古紙の排出機会が増えたことで燃えるごみが減少することがわかった。さらに、燃えるごみが減少することで行政の焼却施設の負担の軽減につながっていると考えられる。

る。

(4) 行政の回収拠点とエコショップ認定制度の両制度の取組での実施について

- 1) 拠点回収は容器包装リサイクル法の制定に伴い施行された市が多く、エコショップ認定制度は県単位での取組に参加しているため始めた市が多い。 また、どちらの取組も資源化、ごみの減量化の推進を目的としている市が多いことがわかる。両制度の取組の開始は市それぞれに異なる。
- 2) 行政関与の拠点回収の場所として、「原則的にエコショップの認定を受けている店舗等で実施」と行政関与の拠点回収とエコショップ認定制度を関係づけた取組としている市が多い。しかし、「実施主体や経緯が異なるため直接的な関係はない」と全く別の取組として認識し、実施している市もあることがわかった。
- 3) 「回収場所の確保」が問題点との回答が1番多く、拠点回収の問題点でも2番目に多い回答であった。また、「店舗の新規参入が少ない」との回答が2番目に多く、エコショップ認定制度の課題の1番多かった回答と一緒にあることがわかった。
- 4) 両制度の取組が開始されたことで「回収量の増加」が感じられたと市が1番多くあった。しかし、両制度の取組に関係性が見られないことやエコショップの報告がないことなどから、変化について比較することができないとの回答もあった。
- 5) エコショップ認定店全てを拠点回収と位置づけている市が2市、少ない市では行政の回収拠点と位置づけられている店舗は0店舗の市で1市であった。1市あたり、エコショップ認定店の平均50.3%が行政の拠点回収とされている。
- 6) 両制度の取組を実施することで「周知の一元化」、「市民の利便性の向上」、「より多くの環境に配慮した店舗を認定・PRできる」とのメリットがそれぞれ2市ずつあった。市民に両制度の取組を周知する機会が増え、また、市民がより多くの回収場所を認識することによって、市民の利便性の向上につながることがわかった。さらに、より多くの市民の参加がさらなる参加店舗の数につながっていくと考えられる。

(5) 未実施市の検討中の取組について

- 1) 検討内容は使用済小型家電の回収が2市、廃食用油の回収が2市、資源ごみの回収が2市、店頭回収店舗の実態把握と店舗の紹介が1市、啓発が1市であった。
- 2) 検討に至るまでの現在の課題として、資源物が埋立ごみとして処分されていたことや、そのことでの環境への悪影響を防ぐためなどの環境を配慮し、検討されている市があった。また、回収費用の削減や回収量の把握、各店舗のコミュニティの活性化のため検討している市もあった。
- 3) 疑問点や問題点など実施市に聞きたいこととして、回収量や費用などのような実施結果や店舗の反応、または課題に対する対策などの回答を得た。

(6) 地域特性との関係性について

取組を実施している市は小都市が多いことがわかった。また、隣接している 10 市は隣接している市同士、同じ取組を実施している傾向にあることがわかった。

第五章

結論

第五章 結論

5-1 本研究の目的に対する結論

本研究の目的は、以下の

目的 1：スーパー等での行政関与の店頭回収（拠点回収、エコショップ認定制度、その他）の実施実態を市を対象に把握すること。

目的 2：スーパー等での行政関与の店頭回収（拠点回収、エコショップ認定制度、その他）の実施実態の詳細を市を対象に把握すること。

これらの目的についての結論を以下に述べる。

5-1-1 スーパー等での行政関与の店頭回収の実施実態を把握

本研究の目的 1 に対応する、スーパー等での行政関与の店頭回収（拠点回収、エコショップ認定制度、その他）の実施実態を把握することについての結果を以下に示す。

拠点回収について、以下のことが明らかになった。

- 1) 実施理由として「ごみの減量化・資源化・リサイクルのため」と考えていることがわかった。
- 2) 問題点として認識されているものの半数以上が店舗にとっての問題が大きいことがわかった。
- 3) 辞退理由として、行政とスーパー等が別々に回収を行うためとする市が回答全体の 6 割であった。
- 4) 回収されている資源ごみは、資源物として認知度の高く、また比較的軽く場所のとらないものが多く回収されている。
- 5) スーパーでは 1707 店舗で拠点回収が行われており、その他の中には市施設やコンビニエンスストアとの回答があった。

上記の点について、以下にまとめる。

ごみの資源化・減量化への取組の増加傾向の流れに沿って実施されている。しかし、店舗への負担が大きいことがわかる。回収されている資源ごみは資源物として認知度が高く、また比較的軽く場所のとらないものが多く回収されている。

エコショップ認定制度について、以下のことが明らかになった。

- 1) 拠点回収の実施理由と同じく、「ごみの減量化・資源化・リサイクルのため」と最も多く、「市民・事業者・行政が協力するため」との回答が 2 番目に多くあった。エコショップ認定制度が三者にとって協力して回収に取り組みやすいものだと考える。
- 2) 問題点として、「事業者の参加が進まない」、「制度の認知度が低い」が 1 番多く、事業

者にとって魅力的な仕組みが少ないということがわかった。

- 3) 辞退は1市で、「店舗にメリットがなく、広がらないため」と、継続につながるような事業者にとってのメリットが少ないことがわかる。
- 4) 募集方法は主に「市のHPや広報誌」を活用したもので、店舗からの自主的な申請を受けける市が多く、認定基準はさまざまであるが、実施を必要とする取組項目数を1つ以上とする市が多くみられた。また、認定者は市長が9割であり、市が主体となって認定をしていた。
- 5) エコショップ認定制度の継続年度と認定事業者数と参加店舗数の増減には、あまり関係がないことがわかる。しかし、認定に必要な項目数が2つ以上の市は、1市を除く、21市で認定事業者数と参加店舗数が減少していない。認定事業者数と参加店舗数が減少している9市のうち、認定基準の実施項目数を把握している市の特徴として、市の認定に必要な項目数は1つ以上であることがわかった。
- 6) 効果として、環境への取組の向上が結果として表れていることがわかる。
- 7) 「登録店舗数の伸び悩み」が課題として1番多く、これはエコショップ認定制度の効果やメリットが明確でないことが要因となっており、取組の活性化と効果の明確化が課題であると考えられる。

上記の点について、以下にまとめる。

エコショップ認定制度が市民・事業者・行政にとって協力しやすい回収体制であるが、事業者にとってのメリットが少なく、登録店舗数の伸び悩みが課題であることがわかる。自主申請が主となっており、認定基準はさまざまではあるが、認定に必要な取組項目数を1つ以上に設定している市が6割であった。しかし、取組開始年度からの認定店舗数の増減を比較すると、認定に必要な取組項目数を2つ以上と設定している市にはあまり減少していないが、減少している市の特徴は認定に必要な取組項目数1つ以上であることがわかった。

その他の取組について、以下のことが明らかになった。

- ・その他と取組として具体的には、デポジット制度やエコポイント制を導入し、市民の参加を呼びかけるものや、スーパー等ではなく、学校など市施設での回収を行うなどがあった。

取組実施後の変化について、以下のことが明らかになった。

- 1) 回収費用は「増加」が46%、「変化なし」が43%と差はあまり見られなかった。平均回収費用は約2000万円、最大は名古屋市の1億2678万円、最小は高崎市の約40万円であった。ただし、この結果の解釈において、備考にあるように市によって、費用の内訳が異なることに留意する必要がある。

- 2) 収集車両は「変化なし」が 61%と 1 番多く、回収費用とは違い、「増加」は 30%と差があることがわかる。平均収集台数は 3.58 台、最大は長岡市の 14 台、最小は N 市、東海市、亀岡市、箕面市、佐賀市の 1 台であった。
- 3) 処理費用は「変化なし」が 44%と「増加」が 41%と差はあまり見られなかった。平均処理費用は約 1200 万円、最大は鈴鹿市の約 6049 万円、最小は笛吹市の約 18 万円であった。ただし、この結果の解釈において、備考にあるように市によって、費用の内訳が異なることに留意する必要がある。
- 4) 取組導入によって「意識向上・浸透・理解」や「利便性の向上」のように市民の環境への取組の参加につながったと考えられる。
- 5) 問題として、「市民の排出マナー」や「回収・管理方法」との回答が多く、リサイクルできない汚れたものや対象品目以外が排出されることがあり、管理を行う事業者の負担となる。
- 6) 効果として、今まで燃えるごみとして排出していた資源ごみが取組導入によって資源ごみとして収集されるようになった。また、市民の参加にもつながっている。

上記の点について、以下にまとめる。

取組実施後の回収費用、処理費用の変化は「増加」と「変化なし」であまり差がみられないことがわかった。取組導入により、市民の環境への取組の参加につながり、従来、燃えるごみとして排出されていたものが資源ごみとして収集されるようになった。しかし、市民の排出マナーが徹底されていないことから、管理を行う事業者の負担となる。

未実施市の考えについて、以下のことが明らかになった。

- 1) 「実施予定なし」が 281 市、「検討中」が 22 市、「実施予定であったが中止・延期している」が 1 市、「無回答」が 4 市であった。
- 2) 具体的な取組内容を検討している市が 12 市、未定の市が 4 市、その他の市が 4 市であった。具体的な検討内容として、市民への啓発や周知を考えている市が 5 市、使用済小型家電の回収など具体的な回収品目を考えている市が 5 市、エコショップ認定制度を検討している市が 2 市であった。
- 3) 取組を実施予定であったが中止・延期している市は 1 市であり、一般廃棄物処理基本計画でエコショップ認定制度の実施を掲げていたが、計画改定時に取組項目から削除された。
- 4) 「現在の回収方法に問題がない」と考え、現在の回収方法が十分に機能しており、店頭回収を行政の回収拠点として位置づける必要がないと考えている。また、スーパー等が独自に取組を実施しており、問題がないことや資源回収に関するその他の取組や援助を実施していることや市民のマナーや費用面に問題・課題があることも、実施に至らない理由と考える。

上記の点について、以下にまとめる。

「実施予定なし」が 281 市、「検討中」が 22 市、「実施予定であったが中止・延期している」が 1 市、「無回答」が 4 市であった。行政がスーパー等での店頭回収に関与する必要がないと考えている市が多くあることがわかった。

全体の評価や課題について、以下のことが明らかになった。

- ・具体的な評価として、「より徹底した廃棄物回収のシステムが構築されることを期待」、「回収頻度など収集効率の向上」など、全体としてプラスの評価ばかりであった。
- ・課題としては店舗、店員の協力を得ることが難しいことや、市民、事業者にわかりやすい統一されたルール作りが必要である、また、行政、事業者、市民の三者の理解と連携が必要と具体的にあげられている。
- ・その他の意見として、エコショップ認定制度の取組主体が市単位ではなく、県単位で行われているものに参加している市があることがわかった。全体として、取組に対して積極的な意見が多くみられた。

・目的 1 のまとめ

どの取組もごみの資源化・減量化へのために実施している市が多く、エコショップ認定制度が三者にとって協力しやすい回収体制であることがわかった。しかし、店頭回収には店舗への負担が大きく、メリットも少ないことから、協力店舗の伸び悩みを課題としている。回収されている資源ごみは資源物として認知度が高く、また比較的軽く場所のとらないものが多く回収されている。取組導入により、市民の環境への取組の参加につながり、従来、燃えるごみとして排出されていたものが資源ごみとして収集されるようになった。しかし、市民の排出マナーが徹底されていないことから、管理を行う事業者の負担となる。

5-1-2 スーパー等での行政関与の店頭回収の実施実態の詳細を把握

本研究の目的 2 に対応する、スーパー等での行政関与の店頭回収（拠点回収、エコショップ認定制度、その他）の実施実態の詳細を把握することについての結果を以下に示す。

スーパー等での店頭回収を行政の拠点回収と位置づけ、回収品目が 4 つ以上と多い市について、以下のことが明らかになった。

- 1) 回収をしている市が多い品目の上位 5 種は資源物として認知度の高く、比較的軽く、場所のとらないもの。ビンや古紙のように比較的、回収機会の少ない資源物を回収対象に含めている市は資源回収を積極的に行っている市であるのではないかと考えられる。
- 2) 市民の利便性に寄与することで資源ごみの回収につなげるため。
- 3) 事業者、市民、行政の三者ともに問題、課題がある。
- 4) スーパーという市民にとって身近な場所は排出するのに活用しやすいことがわかった。

上記の点について、以下にまとめる。

回収をしている市が多い品目は資源物として認知度の高く、比較的軽く、場所のとらないものであり、ビンや古紙のように比較的、回収機会の少ない資源物を回収対象に含めている市は資源回収を積極的に行っている市であるのではないかと考えられる。スーパーという市民にとって身近な場所は排出するのに活用しやすく、幅広い資源ごみの回収につながるということがわかった。

使用済小型家電（廃小型家電）の行政関与による店頭回収を行っている市について、以下のことが明らかになった。

- 1) 国や県の行う事業に試行的に参加している。
- 2) その他の市役所等公共施設での回収がメインとなっている。これは取組が試行的なものであることから事業所での回収が少ないものだと考える。
- 3) 身近な場所での回収を行うことによって、市民の排出しやすい機会を提供することができる。従来、埋立処分されていたものが資源物となることで燃やせないごみの削減につながり、市施設の負担の軽減となる。
- 4) わかりやすい周知、対象品目以外の投棄の防止を実施しており、今まで回収をしていなかったものの回収の実施、マナーを市民に定着させるための工夫がされている。また、ほかの資源ごみよりも個人情報があるものであるから市民に抵抗なく安心して少しでも排出してもらえるような工夫をしている。
- 5) 使用済小型家電は重たく、場所をとるので、回収場所と管理に関して店舗の新たな負担となる。

上記の点について、以下にまとめる。

身近な場所での回収を行うことによって、市民の排出しやすい機会を提供することができ、埋立処分されていたものが資源物となることで燃やせないごみの削減につながり、市施設の負担の軽減となる。今まで回収をしていなかったものの回収の実施、マナーを市民に定着させるために市は工夫をしている。しかし、使用済小型家電は重たく、場所をとるので、回収場所と管理に関して店舗の新たな負担となる。

古紙の行政関与による店頭回収を行っている市について、以下のことが明らかになった。

- 1) 古紙は回収機会が少なく、燃えるごみとして処理されることが多い資源であることから、市の可燃ごみの減量、資源化のために回収機会の多い資源ごみ以外の回収が行われた。
- 2) 古紙は場所をとるため駐車場で回収が多くなったと考えられる。
- 3) 資源物として認知度が高く、以前からリサイクルがされていたものが一緒に回収されており、古紙をそれら資源物とともに回収し、排出機会を増やすことにつながるためだ

と考える。

- 4) 実施する際の具体的な工夫として、「粘り強い店舗への呼びかけ」や「ごみの分け方の看板の設置」などの工夫が上げられた。
- 5) 今まで排出機会の少なかった古紙の回収を店頭で行うことによって、市民の参加の機会が増えた。また従来、可燃ごみとして排出されていた古紙が資源ごみとして排出されたことで可燃ごみの減量につながった。
- 6) 古紙は回収を行うのに、回収場所をとるため、「回収場所の確保」の問題、また、回収場所の確保が困難なことから「店舗の賛同を得られない」という課題につながったと考える。「対象品目以外の投棄」という問題点に対して、笛吹市は「回収には収集運搬をおこなう協業組合が管理に責任を持つ。レーム対応は市と協業組合が窓口となる。」という対応しており、店頭回収を行う事業者への負担の軽減に取り組んでいることがわかった。
- 7) 「どちらかといえば減少している」、「減少している」との回収が半数を占めており、古紙の排出機会が増えたことで燃えるごみが減少することがわかった。さらに、燃えるごみが減少することで行政の焼却施設の負担が軽減につながっている。

上記の点について、以下にまとめる。

市の可燃ごみの減量、資源化のために回収機会少ない古紙の回収を始めた。以前から回収されていた資源ごみと一緒に回収することで、市民の排出機会を増やすことや「粘り強い店舗への呼びかけ」、「ごみの分け方の看板の設置」などの工夫がされている。市民の参加や燃えるごみの減少、焼却施設の負担が軽減につながったが、店舗の賛同が得られないなどの課題も見つかった。

スーパー等での拠点回収とエコショップ認定制度の両制度の取組での実施している市について、以下のことが明らかになった。

- 1) 拠点回収は容器包装リサイクル法の制定に伴い施行された市が多く、エコショップ認定制度は県単位での取組に参加しているため始めた市が多い。また、どちらの取組もごみの資源化、減量化の推進を目的としている市が多いことがわかる。
- 2) 行政関与の拠点回収とエコショップ認定制度を関係づけた取組としている市が多い。しかし、「実施主体や経緯が異なるため直接的な関係はない」と全く別の取組として認識し、実施している市もあることがわかった。
- 3) 拠点回収の問題点でも2番目に多い、「回収場所の確保」、エコショップ認定制度の課題で1番多い、「店舗の新規参加が少ない」という課題が2番目に多く、同じ課題があげられた。
- 4) 両制度の取組が開始されたことで「回収量の増加」が感じられたと市が1番多くあった。
- 5) エコショップ認定店全てを拠点回収と位置づけている市が2市、少ない市では行政の回

回収拠点と位置づけられている店舗は0店舗の市が1市であった。1市あたり、エコショップ認定店の平均50.3%が行政の拠点回収とされている。

- 6) 市民に両制度の取組を周知する機会が増え、また、市民がより多くの回収場所を認識することによって、市民の利便性の向上につながる。

上記の点について、以下にまとめる。

二つの取組はごみの資源化、減量化の推進を目的としている市が多いことがわかる。また、両制度の取組に関係を持たせている市が多い。拠点回収、エコショップ認定制度の課題でもあげられた「回収場所」と「店舗の新規参入」が課題となっている。しかし、実施によって、回収量の増加、周知方法の一元化がみられ、より多くの市民の参加と、利便性の向上につながっていることがわかる。

店頭回収の取組を検討中の市について、以下のことが明らかになった。

- 1) 検討内容は使用済小型家電の回収が2市、廃食用油の回収が2市、資源ごみの回収が2市、店頭回収店舗の実態把握と店舗の紹介が1市、啓発が1市であった。
- 2) 資源物が埋立ごみとして処分されていたことや、そのことでの環境への悪影響を防ぐためなどの環境を配慮し、検討されている。
- 3) 疑問点や問題点など実施市に聞きたいこととして、回収量や費用などのような実施結果や店舗の反応、または課題に対する対策など。

上記の点について、以下にまとめる。

資源物が埋立ごみとして処分されていたこと、環境への配慮のために検討をしている。実施市の回収量や費用などのような実施結果や店舗の反応、または課題に対する対策について未実施市が知りたいことがわかった。

・目的2のまとめ

ビンや古紙のように比較的、回収機会の少ない資源物を回収対象に含めている市は資源回収を積極的に行っている市であるのではないかと考えられる。身近な場所での回収を行うことによって、市民の排出しやすい機会を提供することができ、燃えるごみ、燃やせないごみとして処分されていたものが資源物となることでごみの削減につながり、市施設の負担の軽減となる。回収をしていなかったものの回収が実施されることで店舗の新たな負担となる。回収の実施、店舗の賛同、マナーを市民に定着のために市は工夫が必要である。

検討中の市は実施市の回収量や費用などのような実施結果や店舗の反応、または課題に対する対策について知りたいことがわかった。

5-2 研究全体を通しての考察

5-2-1 行政関与のスーパー等での店頭回収の効果

本研究を通して、取組の効果であると考えたことは「市民の利便性の向上」、「ごみの資源化・減量化」の2点である。

一つ目の「市民の利便性の向上」については、各取組の効果として、「市民の資源ごみの排出機会が増える」との回答があった。市民にとって身近なスーパーは活用しやすいものであり、資源ごみを排出する機会を提供することができる。また、身近なスーパー等での回収は市民の環境への意識を高める効果もあると考える。

二つ目の「ごみの資源化・減量化」については、従来、燃えるごみや燃やせないごみとして排出されていたものが店頭回収で資源ごみとして排出されることによって、ごみの削減につながる。また、ごみが削減されることによって、焼却場などの市施設等の負担の軽減となると考える。さらにスーパー等での回収機会を設けることで、これまでリサイクルされることのなかった資源ごみの資源化が進み、環境負荷の軽減につながる。また、ペットボトルなど資源ごみとして認知度の高いもの以外の古紙や使用済小型家電の回収が行う市があるように、行政が店頭回収に関与することで、現在行われている回収品目の更なる拡大の可能性が考えられる。

5-2-2 行政関与のスーパー等での店頭回収に取り組むためのポイント

行政関与のスーパー等での店頭回収に取り組むために重要なポイントだと考えたのは「周知」と「市民、事業者の理解」である。

店頭回収の拡大のためには、行政の周知が重要であると考え。スーパー等の事業者のメリットを明確にすることが事業者の協力と実施につながる。店頭回収を実施している環境に優しい事業者であることを市民に周知、そして市民の店頭回収への参加を呼びかけることで、市民のスーパー等の利用につながり、来客数を増やし、スーパー等を認識させることが事業者のメリットになると考える。さらに行政が市民への適切な排出方法をきちんと知らせ、正しく活用してもらい、店舗の負担を軽減させることが必要である。また、市民、事業者の理解を深めるためには、行政側が費用対効果などを把握し、店頭回収のメリットを市民に周知すべきであると考え。

また、スーパー等での店頭回収を実施していくには、市民、事業者の理解も重要である。店頭回収を行うには事業者の理解と協力が不可欠である。行政による周知を行ったうえで、市民に参加をしてもらい、適切な排出方法を求める。そうすることで効果的な資源ごみの資源化につながり、また、事業者への負担も軽減される。そして、事業者の店頭回収の実施へ理解を深めることで、更なる取組の拡大、回収される資源ごみの多様化につながるだろう。

5-3 今後の課題

本研究では、行政関与のスーパー等での店頭回収の実施実態について明らかにした。しかし、市ごとの全体的な実施実態の把握に留まっているため、一つ一つの事例ごとの詳細を今後追求し、さらにスーパー等の事業者からの実態把握を行い、5-2-1 で述べた取組の効果の検証、事業者のメリットを明らかにすることが望ましい。

また、事例は少ないが幅広い資源ごみの回収を実施している市がある。これらの市について、費用対効果を把握していくことが有効と考える。費用対効果の点について把握している市は少なく、どれくらいの費用をかけることで、どれくらいの対費用を得られることができるかを明らかにすることで、今後の自治体の参考となるであろう。

謝辞

本研究を進めるにあたり、アンケート調査にご協力いただきました、全国の市役所のご担当の皆様には深く感謝を申し上げます。アンケート票の内容が多いにも関わらず、多くのご担当者様から回答をいただきました。また追加アンケートにも丁寧に回答をしていただき、本当にありがとうございました。

査読をしていただきました柴田先生には、的確なご指導や助言をいただき、大変感謝しております。違った観点から自分の研究を見直すことができました。

金谷先生には一年半以上の長きにわたりご指導いただき、本当にありがとうございました。作業の遅い私たちを指導するのは大変だったと思いますが、最後まで優しく、ときに厳しく見守ってくださったからこそ、無事に完成されることができたと思います。卒業論文だけでなく就職活動などでもいただくアドバイスはいつもの確で、私は先生に絶対的な信頼をおいていました。社会人になってからも先生から学んだことを忘れずに頑張りたいと思います。ゼミ訪問のときから卒業に至るまで、本当にお世話になりました。ゼミの時間だけでなく、先生とのお話の時間はとても楽しいものでした。ありがとうございました。

そして、金谷研究室で一緒に頑張ってきた、飴村くん、井原さん、吉光寺さん、古山くん、中村さん、福島さんには大変お世話になりました。金谷研の雰囲気、距離感が私にとって居心地のいいものでした。天体観測に行けなかったのは心残りですが、楽しい時間を過ごすことができました。仲良くしてくれてありがとう。

また、ゼミ室に遊びにきてくれた学科のみんな、卒論に疲れた私を快く向かい入れてくれた研究室、楽しい時間をありがとう。この学科で出会えた友人はとても大きな存在で、みんながいたからこそ、最後まで頑張ることができたと思います。本当に感謝をしています。

4年間の大学生活は、楽しいことがたくさんでとてもいい思い出です。大学、また彦根での出会いは私にとってかけがいのないものとなり、たくさんの人に支えてもらいました。これからも大切にしていきたいと思います。また、このような貴重な大学生活を送る機会を与えてくれた家族に感謝したいと思います。支えてくれて本当にありがとう。

最後に本研究を進める中でお世話になった皆様に改めて、心より感謝申し上げます、本論文を終わります。

2013年2月26日

今井 美佳